

産業建設常任委員会記録

令和7年 第1回定例会	
1 日 時	令和7年3月13日(木) 午前10時00分 開会 午後 2時14分 閉会
2 場 所	第1委員会室
3 出席委員	大 貫 桂 一 委員長 鈴 木 毅 副委員長 駒 場 久 和 委員 阿 部 秀 実 委員 津久井 健 吉 委員 小 島 実 委員 横 尾 武 男 委員 関 口 正 一 委員
4 欠席委員	なし
5 委員外出席者	谷 中 恵 子 議長 石 川 さやか 副議長
6 説 明 員	別紙のとおり
7 事務局職員	小太刀 事務局長 今泉 書記
8 会議の概要	別紙のとおり
9 傍 聴 者	なし

産業建設常任委員会 説明員

職 名		氏 名	人 数
副市長		福田 義一	1名
総合政策部	地域課題対策課長	別井 渉	1名
経済部	経済部長	竹澤 英明	7名
	産業振興課長	小泉 宏	
	産業誘致推進室長	宇賀神敏貴	
	観光交流課長	大貫 照実	
	農政課長	東城 朋子	
	林政課長	倉澤 弘	
	産業振興課長補佐兼産業振興係長	福田 昌子	
農業委員会事務局	農業委員会事務局長	橋本 寿夫	1名
環境部	環境部長	関口 守	5名
	環境課長	大場 隆光	
	環境課長補佐兼環境政策係長	大出 薫	
	資源循環課長補佐兼資源循環推進係長	山本 竜也	
	資源循環課長補佐兼資源化施設係長	渡邊 教生	
都市建設部	都市建設部長	小磯 栄一	8名
	都市計画課長	柏崎英一郎	
	整備課長	山田 治夫	
	維持課長	湯沢 浩	
	建築課長	湯澤 一公	
	建築指導課長	埴 純人	
	都市計画課開発指導調整担当	鈴木 久夫	
	都市計画課長補佐兼都市計画係長	井戸圭一郎	
上下水道部	上下水道部長	高村 秀樹	8名
	企業経営課長	北島 礼弘	
	水道課長	関口 正視	
	下水道課長	上田 悦久	
	下水道事務所長	高久 治勇	
	水道課水道担当	大門喜久治	
	下水道課下水道担当	小林 寿伸	
	企業経営課長補佐兼水道経営係長	峯田 清美	
合 計			31名

産業建設常任委員会 審査事項

- 1 議案第 2 号 令和7年度鹿沼市一般会計予算について
- 2 議案第 4 号 令和7年度鹿沼市公設地方卸売市場事業費特別会計予算について
- 3 議案第 9 号 令和7年度鹿沼市水道事業会計予算について
- 4 議案第10号 令和7年度鹿沼市下水道事業会計予算について
- 5 議案第11号 令和6年度鹿沼市一般会計補正予算（第8号）について
- 6 議案第16号 市道路線の変更について
- 7 議案第20号 鹿沼市手数料条例の一部改正について
- 8 議案第22号 鹿沼市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例等の一部改正について
- 9 議案第24号 鹿沼市水道事業の水道技術管理者の資格等を定める条例の一部改正について
- 10 陳情第12号 城山城址公園に隣接する西側の防空監視哨一帯を鹿沼市の公園にすることを求める陳情
(令和6年)

令和7年第1回定例会 産業建設常任委員会概要

○大貫委員長 定刻となりました。

開会前に申し上げます。

委員の質疑及び執行部の説明、答弁に際しましては、会議を録音しておりますので、マイクにより明瞭にお話ください。

なお、再質問に対する答弁については、委員長から指名を行いませんので、担当課長は挙手の上、説明をお願いいたします。

それでは、ただいまから産業建設常任委員会を開会いたします。

今議会におきまして、本委員会に付託されている案件は、議案9件、陳情1件であります。

それでは、早速、審議を行います。

はじめに、議案第2号 令和7年度鹿沼市一般会計予算についてのうち、産業建設常任委員会関係予算を議題といたします。

執行部の説明を願います。小泉産業振興課長。

○小泉産業振興課長 産業振興課長の小泉です。よろしくをお願いいたします。

議案第2号 令和7年度鹿沼市一般会計予算のうち、経済部及び農業委員会事務局所管の主なものについてご説明をいたします。

まず、歳入についてご説明いたします。

予算に関する説明書 一般会計の5ページをお開きください。

下から3段目、2款 地方譲与税 3項1目 森林環境譲与税1億4,153万3,000円につきましては、森林整備や担い手の確保、木材の利用促進などを目的に、国が配分する譲与税であります。

次に、9ページをお開きください。

一番下の段、14款 使用料及び手数料 1項1目 総務使用料の説明欄、地域振興使用料のうち、ページをおめくりいただきまして、12ページ、上から2行目、水源地域振興拠点施設使用料 163万円につきましては、そばや軽食を提供する飲食施設などの施設使用料であります。

次に、下から3段目、5目 農林水産業使用料の説明欄、農業振興使用料のうち、農業近代化施設使用料 3,572万1,000円につきましては、鹿沼市農業公社敷地に設置されております、大規模乾燥貯蔵施設等の使用料であります。

次に、その下の段、6目 商工使用料の説明欄、観光使用料のうち、前日光つつじの湯交流館使用料 2,311万円につきましては、温泉入浴料などであります。

次に、その下の段、7目 土木使用料、ページをおめくりいただきまして、14ページの3節、都市計画使用料の説明欄、公園管理使用料のうち、千手山公園遊戯施設等使用料 587万5,000円につきましては、おとぎ電車や観覧車の利用料金などあります。

次に、少し飛びまして、23 ページをお開きください。

一番下の段、こちらは、16 款 県支出金になります。2 項 4 目 農林水産業費県補助金の説明欄、農業振興費県補助金のうち、新規就農促進総合支援事業費県補助金 6,455 万 2,000 円につきましては、新規就農者支援に対する県補助金であります。

次に、26 ページに続きます。

説明欄の一番上の段、農地費県補助金のうち、農地関係振興事業費県補助金 7,270 万円につきましては、多面的機能支払交付金事業に対する県補助金であります。

その下の段、説明欄の一番上、林業振興費県補助金のうち、野生鳥獣対策事業費県補助金 4,453 万円につきましては、有害鳥獣捕獲に対する国・県の報償金などであります。

そのすぐ下、林道事業費県補助金の、林道施設整備事業費県補助金 2,625 万円につきましては、林道小川沢線と林道寄栗線の橋梁補修工事などに対する国・県の補助金などあります。

次に、9 目 災害復旧費県補助金の説明欄、林業施設災害復旧事業費県補助金 1,782 万円につきましては、昨年 8 月に被災した林道の復旧にかかる補助金であります。

次に、29 ページをお開きください。

下の段、17 款 財産収入 2 項 2 目 生産物売払収入の説明欄、3 節、農業振興費生産物売払収入 1,625 万 3,000 円につきましては、堆肥化センターで製造される堆肥の売払収入であります。

35 ページをお開きください。

上から 3 段目、21 款 諸収入 3 項 3 目 商工費貸付金元利収入 10 億 600 万円につきましては、中小企業の経営安定や体質強化を図るための制度融資預託金の元利収入であります。

37 ページをお開きください。

上から 2 段目、22 款 市債 1 項 3 目 農林水産業債の説明欄の上の段、花木センター施設整備事業債 1,380 万円につきましては、花木センターのセリ場等の新設設計を行うための委託料の財源として計上するものであります。

すぐその下の、農業農村整備事業債 3,200 万円につきましては、県営土地改良事業の負担金などの財源として計上するものであります。

同じ説明欄のすぐ下の林道施設整備事業債 5,890 万円につきましては、林道の橋梁補修及び改良工事や、県営林道事業の負担金などの財源として計上するものであります。

下から 2 段目、7 目 災害復旧債の説明欄、林道施設災害復旧事業債 760 万円につきましては、昨年 8 月に被災した林道の復旧工事の財源として計上するものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。

ページが飛びます。67 ページをお開きください。

2 款 総務費 1 項 11 目 地域振興費の説明欄、下から 2 つ目の○、水源地域振興拠点施設管理費 1,439 万 9,000 円につきましては、スノーピーク鹿沼キャンプフィールド

&スバの指定管理料と、現在、栃木県がスノーピーク鹿沼に隣接する森林に進めている、「森林体験ゾーン」の除草などの管理に要する経費であります。

またページが飛びます。139 ページをお開きください。

2 段目の、5 款 労働費 1 項 2 目 労働力確保対策費の説明欄、1 つ目の○、雇用対策費 896 万 7,000 円につきましては、中小企業の従業員の福祉の増進及び若い人材の確保を図るための補助などに要する経費が主なものであります。

141 ページをお開きください。

6 款 農林水産業費 1 項 1 目 農業委員会費の説明欄、一番下の○、農地調整費 481 万 6,000 円につきましては、農業委員会が行う農地利用状況調査や農地基本台帳の管理等に要する経費であります。

143 ページをお開きください。

3 目 農業振興費の説明欄、一番下の○、新規就農促進総合支援事業費 8,349 万 6,000 円につきましては、新規就農直後の経営確立を支援する交付金が主なものであります。

147 ページをお開きください。

農業振興費の続きになりますが、上から 2 つ目の○、農作物活性化推進事業費 5,472 万 7,000 円につきましては、農作業の効率化や安全性向上を図るため、共同利用農業機械の導入を支援する補助金が主なものであります。

その下の○、花木センター施設整備事業費 1,850 万 4,000 円につきましては、花木センターのセリ場等の新設設計を行うものであります。

その下の○、堆肥化センター整備事業費 1,578 万 5,000 円につきましては、老朽化した堆肥舎の改修のための機能診断と実施設計を行うものであります。

149 ページをお開きください。

下の段、6 目 農地費の説明欄、1 つ目の○、農地関係振興事業費 1 億 176 万 6,000 円につきましては、多面的機能支払交付金が主なもので、これは、市内 36 組織が、地域内の農地や畦畔、水利施設などの共同維持管理を行う交付金事業であります。

次に、一番下の○、県営土地改良費事業費、3,692 万 8,000 円につきましては、笹原田地区・千渡地区及び、玉田地区・西茂呂地区における整備工事や換地業務、平面図作成などに係る負担金が主なものであります。

次のページ、152 ページに続きます。

上の段の説明欄、農地費の続きになりますが、上から 2 つ目の○、農業農村整備事業費、6,191 万 2,000 円につきましては、上石川地区内の排水路改修のための測量・設計に対する委託料や、その他の農道舗装の工事費などが主なものであります。

下の段、2 項 1 目 林業振興費、ページをおめくりいただきまして、154 ページの説明欄、上から 2 つ目の○、野生鳥獣対策事業費 5,326 万 3,000 円につきましては、有害鳥獣捕獲報償金や農地への柵の設置補助が主なものであります。

その下の○、森林経営管理事業費 1 億 2,965 万 1,000 円につきましては、森林経営

管理制度に基づく調査や施業の委託、林業担い手育成のための補助、鹿沼産材利用者への報償、林道や作業道の修繕などが主なものであります。

155 ページをお開きください。

上の段、2目 林道事業費の説明欄、2つ目の○、林道施設整備事業費 8,558万8,000円につきましては、林道の橋梁補修及び改良工事や、県営林道事業の負担金が主なものであります。

157 ページをお開きください。

7款 商工費 1項2目 商工業振興費の説明欄、2つ目の○、企業誘致推進費5,960万2,000円につきましては、市内に工場等を新設、または増設する企業に対する補助金が主なものであります。

同じ説明欄、一番下の○、商業振興推進事業費 1億7,682万3,000円につきましては、キャッシュレス決済ポイント還元事業の委託料のほか、プレミアム付き商品券発行事業や、空き店舗活用新規出店に対する補助金などが主なものであります。

159 ページをご覧ください。

商工業振興費の続きになりますが、右側の説明欄、一番上の○、工業振興推進事業費832万9,000円につきましては、中小企業の販路拡張や特許等出願、事業者のデジタル化の推進に対する補助が主なものであります。

同じ説明欄、一番下の○、新産業団地整備事業費 2億5,205万8,000円につきましては、県と連携し整備を進める鹿沼インター産業団地の令和7年度分市負担金のほか、鹿沼インター産業団地西地区を次期産業団地の候補地として、事業化に向けた現況測量等調査が主なものであります。

161 ページをお開きください。

3目 金融対策費、説明欄の中小企業経営対策事業費 10億5,957万6,000円につきましては、中小企業の経営安定や体質強化を図るための市制度融資の預託金、及び保証料補助が主なものであります。

次の段、4目 観光宣伝費の説明欄、1つ目の○、観光物産PR事業費 4,232万3,000円につきましては、鹿沼市観光協会及びレンタサイクル事業者への補助金、南摩ダム周辺の地域などをPRするための経費が主なものであります。

その下の○、観光イベント事業費 4,587万円につきましては、「鹿沼秋まつり」や「さつき祭り」、「ふる里あわの秋まつり」などの開催支援補助金が主なものであります。

163 ページをご覧ください。

5目 観光開発費の説明欄、2つ目の○、観光施設管理費 2,410万円につきましては、「屋台のまち中央公園」や「城山公園」等の管理運営費であります。

次のページ、166 ページに続きます。

右側の説明欄、2つ目の○、観光交流拠点施設管理費 3,047万7,000円につきましては、「まちの駅新・鹿沼宿」の管理運営費であります。

ページが飛びます。227 ページをお開きください。

上から3段目、11款 災害復旧費 1項2目 林業施設災害復旧費の説明欄、林業施設災害復旧事業費 5,144万円につきましては、昨年8月に被災した林道の災害復旧工事費が主なものであります。

以上で、令和7年度一般会計予算のうち、経済部及び農業委員会事務局所管の主な関係予算の説明を終わります。

○大貫委員長 大場環境課長。

○大場環境課長 環境課長の場です。よろしく申し上げます。

議案第2号 令和7年度鹿沼市一般会計予算のうち、環境部所管の主なものについて、ご説明いたします。

まず、歳入についてご説明いたします。

令和7年度予算に関する説明書、一般会計の15ページをお開きください。

14款 使用料及び手数料 2項2目 衛生手数料の説明欄、2段目の2行目、「ごみ処理手数料」2億1,735万3,000円につきましては、事業系ごみ、家庭系の搬入ごみ等の処理手数料であります。

次の行、「一般家庭ごみ処理手数料」7,720万3,000円につきましては、指定ごみ袋による家庭の燃やすごみの処理手数料であります。

次に、2行下の「し尿処理手数料」2,809万3,000円につきましては、し尿及び浄化槽汚泥の処理手数料であります。

続いて、29ページをお開きください。

17款 財産収入 2項3目 物品売払収入の説明欄、2段目、「資源物売払収入」5,670万円につきましては、アルミ缶などの資源ごみの売り払い収入であります。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

ちょっと飛びまして、121ページをお開きください。

4款 衛生費 1項3目 環境衛生費の説明欄、上から4つ目の○、「環境都市推進事業費」2,829万1,000円につきましては、「家庭用低炭素化設備の導入」に対する報償金、「公共施設等照明のLED化」に要する施設・器具借上料が主なものであります。

次の○、「環境保全対策費」1,220万9,000円につきましては、道路騒音などの各種環境調査に要する委託料、「鹿沼市大芦川流域における生活環境等の保全に関する条例」に基づくパトロールに関する自動車借上料が主なものであります。

次に、131ページをお開きください。

4款 衛生費 2項1目 環境クリーンセンター費の説明欄、上から3番目の○、「環境クリーンセンター管理費」898万3,000円、次の○、「清掃施設管理費」6,470万5,000円につきましては、それぞれ施設等の光熱水費が主なものであります。

次のページ、133ページをお開きください。

上の段の○、「リサイクル推進事業費」500万円につきましては、資源ごみ回収団体に

に対する報償金及び家庭における「生ごみ処理機等設置」への補助金であります。

次の段の2目 ごみ処理費の説明欄、1番目の○、「ごみ収集費」5億3,609万4,000円につきましては、指定ごみ袋の作成業務委託料、資源物及び廃棄物の収集業務委託料並びにごみの分別の推進に要する経費が主なものであります。

次の○、「ごみ処理費」7,054万9,000円につきましては、資源物の分別作業等に従事する会計年度任用職員の報酬及びシルバー人材センターの派遣手数料のほか、フォークリフト、計量設備等のリース料が主なものであります。

続いて、135ページをお開きください。

説明欄の上段、1番目の○、「ごみ処理施設維持費」5億3,142万9,000円につきましては、ごみ処理施設の機器類の点検整備委託料及びごみ焼却処理施設の24時間運転に伴う運転等業務の委託料が主なものであります。

次に、2個下の○、2つ下の○、「一般廃棄物最終処分場維持管理費」3,260万5,000円につきましては、一般廃棄物最終処分場 鹿沼フェニックスの管理運営に要する光熱水費、運転管理業務及び機器点検に要する委託料が主なものであります。

次の段の3目 し尿処理費の説明欄「し尿収集費」2,143万円につきましては、138ページまで続きますが、収集車両の燃料費、借上料及び浄化槽汚泥などの清掃業務委託料が主なものであります。

次の○、「し尿処理費」2,138万5,000円につきましては、し尿処理のための薬品などの消耗品費が主なものであります。

次の○、「し尿処理施設維持費」6,121万9,000円につきましては、し尿処理施設のし尿及び浄化槽汚泥受入槽などの清掃、機器類の点検整備の委託料及びし尿処理施設 1号汚泥脱水機の修繕工事費が主なものであります。

以上で、議案第2号 令和7年度鹿沼市一般会計予算のうち、環境部所管の主なものについての説明を終わります。

○大貫委員長 柏崎都市計画課長。

○柏崎都市計画課長 都市計画課長の柏崎です。よろしく申し上げます。

議案第2号 令和7年度鹿沼市一般会計予算についてのうち、都市建設部所管の主な予算についてご説明いたします。

まず、歳入についてであります。説明書、戻っていただきまして、9ページをお開きください。

一番上の段、12款1項1目「交通安全対策特別交付金」、右側説明欄の「交通安全対策特別交付金」1,027万6,000円につきましては、交通事故の防止を目的とした道路交通安全施設を整備するために、交通反則金の収入を財源として、市に交付されるものであります。

次に、13ページをお開きください。

14款 使用料及び手数料、1項7目「土木使用料」、右側説明欄の上から2つ目、「道

路維持使用料」1,563万円につきましては、市道の占用許可に伴い納付される占用料であります。

その下、一つ飛びまして、「住宅管理使用料」1億7,736万8,000円につきましては、市営住宅の家賃収入であります。

次に、19ページをお開きください。

15款「国庫支出金」2項4目「土木費国庫補助金」、右側説明欄の「土木総務費国庫補助金」378万円につきましては、木造住宅の耐震診断及び耐震改修等、通学路における危険ブロック塀等の撤去に対する補助金であります。

その2つ下、「道路新設改良費国庫補助金」3億7,395万円につきましては、上石川地内の市道0029号線外5路線の道路整備に対する補助金であります。

その下、「道路維持費国庫補助金」のうち、「道路維持管理費国庫補助金」1億3,600万円につきましては、東部高台地区の冠水対策や天神町地内の市道0346号線無電柱化対策、及び深津地内の市道0006号線ほか2路線の舗装改修に対する補助金であります。

その下の「道路長寿命化対策事業費国庫補助金」6,960万円につきましては、上奈良部町地内市道0003号線ほか2路線の舗装改修に対する補助金であります。

その下の「橋りょう長寿命化対策事業費国庫補助金」3,135万円につきましては、橋梁長寿命化修繕計画に基づく補修工事や定期点検及び橋梁補修詳細設計に対する補助金であります。

その下、「住宅管理費国庫補助金」のうち、「地域住宅交付金」5,920万7,000円につきましては、東町市営住宅の外壁ほか改修工事及び日吉町南市営住宅の外壁ほか改修実施設計等に対する交付金であります。

その下の「空家対策事業費国庫補助金」1,050万円につきましては、空家解体事業費に対する補助金であります。

その下の「居住支援事業費国庫補助金」333万3,000円につきましては、鹿沼市居住支援協議会の活動に対する補助金であります。

次に、21ページをお開きください。

上から2段目、16款「県支出金」1項3目「土木費県負担金」、右側説明欄の「都市計画総務費県負担金」4,143万1,000円につきましては、緑町・幸町地区、上田町・末広町地区、東町地区及び朝日町・東末広町地区の地籍調査に対する県負担金であります。

次に、25ページをお開きください。

2項6目「土木費県補助金」右側説明欄の「土木総務費県補助金」219万円につきましては、木造住宅の耐震診断及び耐震改修等、耐震建替えにおける県産材上乘せ補助、通学路における危険ブロック塀等の撤去に対する補助金であります。

次に、少し飛びまして、37ページをお開きください。

22款「市債」1項4目「土木債」右側説明欄の「道路新設改良債」及び「道路橋りょう長寿命化対策債」5億2,670万円、その下の「市営住宅施設整備事業債」5,410万円に

つきましては、それぞれ事業実施に伴う市債の借入れであります。

引き続き、歳出について、主な事業をご説明いたします。

飛びまして、169 ページをお開きください。

8 款「土木費」1 項1 目「土木総務費」、右側説明欄の1 つ目の○、「急傾斜地対策事業費」500 万円につきましては、県が実施する工事費等の一部を市が負担するものであり、実施箇所は、草久の中ノ畑地区であります。

その下の○、「建築指導費」1,233 万 5,000 円につきましては、木造住宅の耐震改修等及び通学路における危険ブロック塀等の撤去における補助金が主なものであります。

次に、171 ページをお開きください。

2 項3 目「道路維持費」、右側説明欄の1 つ目の○、「道路維持管理費」5 億 1,392 万 5,000 円につきましては、市道の街路樹管理及び側溝清掃などの委託料や補修工事費、東部高台地区の道路雨水対策の側溝整備費が主なものであります。

その下の○、「道路長寿命化対策事業費」2 億 870 万円につきましては、修繕計画に基づき実施する幹線道路の舗装補修工事費であります。

次に、173 ページをお開きください。

2 項4 目、「道路新設改良費」、右側説明欄の「道路整備事業費」7 億 4,944 万 7,000 円につきましては、北赤塚町と藤江町を結ぶ新田橋の上部工事外 6 路線の委託費や工事費、用地費、物件補償費が主なものであります。

2 項5 目「橋りょう維持費」、右側説明欄の2 つ目の○、「橋りょう長寿命化対策事業費」9,584 万 1,000 円につきましては、橋りょう定期点検に係る委託費及び東武日光線の新鹿沼駅東西自由通路の補修工事が主なものであります。

次に、175 ページをお開きください。

下の段、4 項1 目「都市計画総務費」、右側説明欄の一番下の○、「地籍調査推進事業費」5,815 万 9,000 円につきましては、緑町・幸町地区、上田町・末広町地区、東町地区、朝日町・東末広町地区の地籍調査に要する経費であります。

次に、177 ページをお開きください。

4 項2 目「土地区画整理事業費」、右側説明欄の一番下の○、「新鹿沼駅西土地区画整理事業費」4,037 万 5,000 円につきましては、測量等の委託料や区画道路の防護柵設置費及び街区の整地工事費が主なものであります。

次に、179 ページをお開きください。

4 項6 目「公園管理費」、右側説明欄の一番下の○、「公園緑地維持管理費」7,169 万円につきましては、都市公園等の除草や剪定、清掃業務の委託費、及び遊具やトイレ等の公共施設の修繕に要する経費が主なものであります。

次に、181 ページをお開きください。

下の段、5 項1 目「住宅管理費」、右側説明欄の一番下の○、「市営住宅施設整備事業費」2 億 533 万 5,000 円につきましては、日吉町南市営住宅外壁ほか改修工事、実施設

計業務や鹿沼市住宅マスタープラン及び公営住宅等長寿命化計画策定業務の委託費、東町市営住宅外壁ほか改修第2期及びみなみ町市営住宅合併浄化槽改修に係る工事費が主なものであります。

次に、183ページをお開きください。

同じく「住宅管理費」右側説明欄の上の○、「居住支援事業費」1,400万円につきましては、市民向けの住宅リフォーム助成事業や鹿沼市居住支援協議会の活動に係る補助金であります。

その下の○、「空家対策事業費」2,178万7,000円につきましては、不良住宅等に該当する空き家を解体する際の補助金、及び移住希望者が「空き家バンク」の空き家を購入してリフォームする場合の補助金が主なものであります。

最後に、継続費についてご説明いたします。

飛びまして、239ページをお開きください。

こちらは、先ほど歳出でご説明しました「道路整備事業費」のうち、市道0365号線の新田橋整備工事に係る経費として、令和6年度に4億5,900万円、令和7年度に3億600万円、計7億6,500万円を計上するものであります。

以上で、議案第2号 令和7年度鹿沼市一般会計予算についてのうち、都市建設部が所管する主な予算の説明を終わります。

○大貫委員長 北島企業経営課長。

○北島企業経営課長 企業経営課長の北島です。よろしく願いいたします。

議案第2号 令和7年度鹿沼市一般会計予算について中、上下水道部所管の主なものについて、ご説明いたします。

まず、歳入についてご説明いたします。

令和7年度「予算に関する説明書」、一般会計の19ページをお開きください。

15款 国庫支出金 2項3目「衛生費国庫補助金」であります。説明欄は20ページをご覧ください。

上から8行目、「浄化槽設置費国庫補助金」3,289万6,000円につきましては、合併処理浄化槽102基分と単独処理浄化槽及び汲み取り槽撤去71基分、宅内配管工事71件分の国庫補助金で、補助率は2分の1であります。

次に、23ページをお開きください。

16款 県支出金 2項3目「衛生費県補助金」であります。説明欄は24ページをご覧ください。

5段目の上から9行目、「浄化槽設置費県補助金」1,480万3,000円につきましては、先にご説明いたしました国庫補助金と同様、浄化槽設置費に対する県補助金で、補助率は4分の0.9であります。

次に、歳出についてご説明いたします。

117ページをご覧ください。

4款 衛生費の1項1目「保健指導費」であります。説明欄は、118ページをご覧ください。

上から3つ目の○、「水道事業会計繰出金」6,010万1,000円につきましては、水道事業の経営基盤の強化を図るため、旧簡易水道事業で借り入れした、企業債の元利償還金の一部などについて、繰り出しするものであります。

次に、123ページをお開きください。

4款 衛生費の1項3目「環境衛生費」であります。説明欄は124ページをご覧ください。

上段の2つ目の○、「浄化槽設置費補助金」6,582万5,000円につきましては、下水道区域外における合併処理浄化槽の設置や単独処理浄化槽及び汲み取り槽の撤去、宅内配管工事費に対する補助金が主なものであります。

次に、4つ目の○、「公共設置型浄化槽施設維持管理費」825万2,000円につきましては、公共設置型浄化槽の保守点検委託料が主なものであります。

次に、5つ目の○、「水道水未普及地域支援事業費」1,000万円につきましては、水道の給水区域外における飲料水の確保策として、個人または複数人で共同利用される方に対し、井戸や給配水管など、給水施設の新設・改修に要する費用の一部を補助するものであります。

補助率は2分の1、上限額は個人・共同利用者とも、1戸当たり100万円であります。

次に、137ページをお開きください。

4款 衛生費2項4目「地域下水処理施設費」であります。138ページの説明欄をご覧ください。

下段の○、「流通センター地域下水処理施設維持管理費」1,336万8,000円につきましては、施設の維持管理経費であります。

次に、139ページをお開きください。

説明欄上から1つ目の○、「流通センター地域下水処理施設整備事業費」2,992万円につきましては、老朽化した処理施設の更新に伴う実施設計業務に要する経費であります。

次に、179ページをお開きください。

8款 土木費の4項4目、「雨水対策費」であります。説明欄は180ページをご覧ください。

1段目、「雨水処理対策事業費」1,160万6,000円につきましては、下水道処理区域外の調整池の除草などの委託料のほか、鹿沼工業団地内の冠水被害を解消するための雨水対策調査に要する経費であります。

次に、同ページ、8款 土木費の4項5目、「下水道費」であります。2段目、「下水道事業会計繰出金」7億9,881万4,000円につきましては、雨水処理や不明水対策に要する経費等及び下水道事業の安定的な運営のために借り入れした企業債の元利償還金の一部などについて、繰り出しするものであります。

以上で、議案第2号 令和7年度鹿沼市一般会計予算について、上下水道部所管の主なものについての説明を終わります。

○大貫委員長 議案に対し、都市建設部から追加資料の提出がありましたので、執行部の説明を求めます。湯澤建築課長。

○湯澤建築課長 建築課長の湯澤です。よろしくお願いいたします。

議案第2号 令和7年度鹿沼市一般会計予算、8款 土木費、5項1目、住宅管理費のうち、みなみ町市営住宅浄化槽改修工事の予算につきまして、別紙で配付しております、みなみ町市営住宅浄化槽改修工事参考資料にて、ご説明いたします。

2枚目の敷地内の航空写真とあわせてご覧ください。

はじめに1つ目の○、浄化槽改修工事の概要についてであります。現在の浄化槽は、平成3年度に設置した地上式鉄筋コンクリート造762人槽の大きな浄化槽であります。

別紙資料2枚目のピンクで着色しました部分で、下に外観の写真をお示ししております。

この浄化槽の老朽化が著しく、継続使用が困難であるため、現状及び将来的な入居世帯数を考慮しまして、今年度に行いました実施設計をもとに、150人槽の浄化槽2基を設置するものであります。

浄化槽2基の配置につきましては、黄色で着色した1～5号棟の分を1号棟南側に設置、水色で着色しました6～8号棟及び集会所分の浄化槽を7号棟西側に設置する計画であります。

入居者の日常生活に支障が出ないように、現在の浄化槽を利用しながら工事を進めるため、10カ月程度の工期を見込んでおります。

改修工事費の予算額は、7,992万円を計上しておりますが、内訳としましては、施設整備工事費7,942万円及び実施設計の単価入れ替え業務委託料50万円であります。

財源につきましては、工事請負費が公共施設整備基金、委託料が一般財源であります。

現在の浄化槽の解体については、工期の関係から、令和8年度の実施、工事費用は約1,200万円を想定しております。

みなみ町市営住宅は入居世帯数も多く、仮に浄化槽が故障してしまった場合は、住宅内の汚水処理ができなくなるため、入居者の方へ排水制限をお願いし、汚水のくみ取り作業や仮設トイレを設置して対応するなど、復旧するまでの期間、入居者の生活に大きな支障が出ることとなります。

また、入居者だけでなく、近隣住民の生活にも甚大な影響をもたらすことにもなるため、早急な浄化槽改修を実施したいと考えております。

次に、2つ目の○、みなみ町市営住宅の概要についてであります。みなみ町市営住宅は昭和48年度から54年度に建築されました、市内最大の団地であり、8棟184戸が現存しております。

建設後50年前後が経過し、建物の老朽化が進行しており、計画的に修繕をしながら維

持管理しております。

入居戸数、入居率につきましては、令和7年2月末現在で、8棟全体で80世帯154人の入居者がおり、入居率は43.5%となっております。

それぞれの棟ごとは、記載のとおりとなっております。

入居者の世帯属性につきましては、80世帯のうち、高齢者のいる世帯が52世帯で、全体の65%を占めております。

そのほか、障がい者がいる世帯が13世帯で、全体の16.25%となっており、高齢者や障がい者の方が多く入居しております。

また、家賃についてであります。市営住宅の家賃は、世帯収入により算定され、みなみ町市営住宅では9,800円から2万6,800円の幅があります。

収入基準の一番下の階層の世帯の方が多数おり、現入居者の平均家賃は1万6,930円となっております。

なお、みなみ町市営住宅の全体の使用料収入につきましては、令和5年の実績では、1,984万1,200円の収入となっております。

次に、3つ目の○、浄化槽の概要についてであります。表の左側の欄が現在の浄化槽、右側の欄が改修後の浄化槽について記載しております。

現在の浄化槽は、地上式鉄筋コンクリート造762人槽の大きな浄化槽であり、その維持管理費として、浄化槽保守委託料が年間110万円、修繕費が令和3年度から5年度実績で年間約55万5,000円かかっているほか、入居者による電気料等の光熱費が、令和5年度の実績で、年間約124万7,000円となっております。

右側の欄、改修後の浄化槽についてであります。地下式のFRP製ユニット型合併浄化槽、150人槽2基、合計で300人槽の設置を計画しており、浄化槽の小型化を図っております。

改修浄化槽の人槽算定につきましてはJIS基準、建築物の用途によるし尿浄化槽の処理対象人員算定基準に基づき、設計時点の入居者数から必要最小限の容量として算定しております。

本来であれば、空き部屋も含めた住戸数184戸から算定し、650人槽分の浄化槽を設置することになりますが、みなみ町市営住宅は、築年数の経過もあり、令和7年度に改定する公営住宅等長寿命化計画の中で、特に築年数の古い1～5号棟は将来的に廃止の方向とすることなども想定し、入居世帯数からの算定した最小限の300人槽分の容量としております。

こうすることで、今後の入居者数の変化、段階的な用途廃止にも対応できるよう、150人槽浄化槽を2基設置する方法といたしました。

維持管理費としましては、概算ではありますが、浄化槽保守委託料が年間70万から80万円程度、入居者が負担しております光熱費は、現在の浄化槽の半分程度になると見込んでおります。

新規設置のため、修繕費は、当面の間はかからないと考えております。

資料の一番下、参考としまして、市内全体の市営住宅の管理戸数等をお示しました。

全部で20団地ありまして、管理戸数は906戸、令和6年4月1日現在の入居戸数は634戸、入居率は約70%となっております。

エレベーターのある住宅はほぼ満室となっておりますが、エレベーターのない住宅においては、1階や2階の低層階は入居者が多く、3階から上、4階、5階と高層階に行くにつれ、空き室が多い状況となっております。

特にみなみ町市営住宅については、先ほども触れましたとおり、築年数が経過していることや、立地や設備の条件などから安い家賃に設定されております。

こうした条件もあり、入居者はほかの市営住宅に比べ、高齢者や外国人の方が多くなっております。

今後、みなみ町市営住宅から移転等を考える上では、他の市営住宅では、高齢者や障がい者等を受け入れられる空き室が少ないこと、ほかの住宅へ移転することによる移転費用や家賃上昇等の負担、入居者同士のコミュニティの影響などもあるため、慎重に検討する必要があります。

みなみ町市営住宅については、老朽化も進んでおり、これまでも屋上や外壁の改修などを計画的に実施しながら維持してまいりました。

入居率は下がっているものの、入居世帯数は多く、将来的には用途廃止などが必要となりますが、当面の間は、入居者が安心して生活できる住環境の維持を行っていく必要があります。

今後の市営住宅全体のあり方につきましては、市営住宅のストックを総合的に活用するための方針及び長寿命化を図るための修繕などの方針を示す個別計画であります公共公営住宅等長寿命化計画を来年度に改定する予定であり、老朽化している市営住宅の将来的な用途廃止も含めて、長期的な視点のもとで検討してまいります。

以上で議案第2号 令和7年度鹿沼市一般会計予算のうち、みなみ町市営住宅浄化槽改修工事の予算につきましての説明を終わります。

○大貫委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑に入る前に、1時間たちましたので、暫時休憩とさせていただきます。

開始時間は、11時10分といたします。

(午前10時59分)

○大貫委員長 時間前ですが、そろいましたので、休憩前に引き続き再開いたします。

(午前11時07分)

○大貫委員長 質疑のある方は順次発言を許します。横尾委員。

○横尾委員 はい。それでは6款の農林水産業費ということで、148ページ、中段から下の花木センター施設整備事業費ということなのですけれども、今年は壊すだけなのか、もう設計図どおりにとどこら辺まで進むのかの説明を求めたいと思います。

もう1点、その下の花木センターの、花木センターではない、ごめんなさい。

堆肥化センター整備事業費ということで、これも1,578万5,000円ということなので、これの整備の内容をお示してください。

○大貫委員長 執行部の説明をお願いします。どうぞ。

○別井地域課題対策課長 はい。地域課題対策課長の別井です。よろしくお願いいたしますます。

花木センター整備事業費の質問にお答えいたします。

まず、今年の予算の計画なのですけれども。

すみません、失礼しました。

今年につきましては、イベントスペースの設計1,466万円と、プラスしまして、倉庫の設計ということで384万円、あわせて1,850万円ほど計上しておりますので、あくまでも新設設計の予算ということで、予算を計上させていただいております。

以上で説明を終わります。

○大貫委員長 執行部の説明は終わりました。

(「堆肥化センター」と言う者あり)

○大貫委員長 どうぞ。

○東城農政課長 農政課長の東城です。よろしくお願いいたしますます。

もう1つの○、堆肥化センター整備事業費についてであります。本会議のほうで経済部長が答弁したとおり、今回は堆肥舎の建屋の機能診断と、改修方法についての実施設計を予定しております。

以上で説明を終わります。

○大貫委員長 横尾委員。

○横尾委員 はい、堆肥化センターについては、今からその整備をする状況というのは、ちょっと我々としても、考えられない。

まあ、まだ返済が終わっていないので、壊すわけにはいかないだろうけれども、修理がきく状況なのか、そこら辺のところ、ちょっとお願いします。

○大貫委員長 はい、どうぞ。

名前を言ってください。

○東城農政課長 農政課長の東城です。

ただいまの横尾委員の質疑にお答えいたします。

今回、事業、平成25年度に堆肥化センターの改革に関する基本方針の中で、今後も、本市の環境保全型農業の中核拠点の施設として重要な施設であるということで、基本的にはセンターは存続するとしております。

この方針は今も続いていると考えておまして、堆肥舎で、本体は危険な状態、御存じのとおりですね、なっている、建屋本体についての改修を優先すべきだ。

ただ、どのようにね、何が使えて、どういう状況なのかという判断する基準を求める

ために、機能診断というような方法で基準を図っていくということで、10月の政策協議において決定をしております。

ですので、事業自体は、継続していくという方向の考え方で進めております。

以上で説明を終わります。

○大貫委員長 横尾委員。

○横尾委員 はい、存続は、私もしてもらいたいというか、続けないといけないと思っておりますし、どうせ直すのなら、ある程度その耐久化といいますか、相手は堆肥ですから、腐ったり、だめになったりというのを繰り返していたのでは意味がないので、どうせ直すのなら、きちんとした形で、10年、15年ぐらいもつぐらいな整備をしていただければと思います。

以上です。

○大貫委員長 ほかに質疑はありませんか。小島委員。

○小島委員 私が質問するのは、議案第2号の、令和7年度の一般会計の、うん、うん、予算の歳出の件で、8款の土木費、ページ数は182ページだったかな、はい。

それで、要するにみなみ町の市営住宅浄化槽改修工事について、7,992万円について、いくつか質問したいのですけれども、よろしいですか。

この市営住宅は昭和48年に築造し、鹿沼でももう非常に古い市営住宅であります。

耐震の心配とか、雨漏りなんかも以前に聞かされました。

また、給水設備などの配管の老朽化、風呂場だの設備の不良等で、建物そのもの自体がもう古いということで、まあ要するに新たな浄化槽を改修をしても、浄化槽の維持管理費は年々発生するし、ほかに大きな改修工事も発生することも予想されますが、執行部はどのように考えていますか。

○大貫委員長 執行部の説明を願います。どうぞ。

○湯澤建築課長 はい、建築課長の湯澤です。

小島委員の質疑にお答えいたします。

みなみ町の市営住宅は、築50年前後が経過しておりまして、経年の老朽化は進んでおります。

みなみ町市営住宅はこれまでに、平成の後半になりますが、屋上の防水の改修ですとか、外壁の改修であったり、あとは地上に設置されている受水槽ですとか、屋上にある防火水槽の改修などを計画的に大規模改修を行いながら、維持管理してきております。

今回の浄化槽以外の改修となりますと、今ご指摘のありましたとおり、建物内のパイプスペースに通っている配管ですとか、各住戸にある給水関係の配管ですとかね、そういった枝の配管なんかの老朽化も進んでいると思われまして。

そういった部分的な、配管ですとか、設備の部分はなかなか全体を大規模な改修をするということも難しい部分でもありますので、もし、今後不具合、漏水とか、不具合が発生した際には、緊急修繕など、部分的な修繕で早急に対応していき、入居者の生活

に困らないよう、支障が出ないようにしていきたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○大貫委員長 執行部の説明は終わりました。

はい、小島委員。

○小島委員 ありがとうございます。

先ほどいろいろいっぱい説明聞いたのだけれども、私もちょっと年寄りなものですから、確認的な意味もあるので、その辺はちょっとお気に障ったら失礼いたします。

続けていいですか、絡んでいるので。

○大貫委員長 やっていいですよ、どうぞ。

○小島委員 途切れてしまうので。

○鈴木副委員長 前置きだけなので。

○小島委員 はい、それとね、この浄化槽改修に対しては、撤去工事も含めて、国庫の補助的なものはあるのかどうか、ちょっとお伺いします。

○大貫委員長 説明を求めます。はい、どうぞ。

○湯澤建築課長 建築課長、湯澤です。

小島委員の質疑にお答えいたします。

今回の浄化槽改修工事の財源につきましては、浄化槽改修工事費 7,942 万円に対しましては、すみません、国庫補助は今回使われておりません。

工事費に関しましては、公共施設整備基金、そして、実施設計の単価入れ替え業務の委託料につきましては、50 万円に対しては、一般財源を使用する予定となっております。

以上で説明を終わります。

○小島委員 はい、わかりました。

あと二つあるのですけれども、いいですか。

だめ、はい。

○大貫委員長 ほかに質疑はありませんか。津久井委員。

○津久井委員 はい。ページの、136 ページ、環境のほうなのですけれども、ごみ処理の処理維持費なのですけれども、5 億 3,000 万円。

昨年が予算計上が 4 億 2,000 万円とあったのですけれども、この 1 億円増えているのは、その主な理由をちょっと説明をお願いします。

○大貫委員長 執行部の説明を求めます。どうぞ。

○渡邊資源循環課長補佐 資源循環課長補佐の渡邊でございます。よろしくお願いたします。

増額の理由は、前回設計時、令和 3 年からの労務単価及び薬品単価の上昇、あと委託を、次年度から、新年度から 3 班から 4 班という形で、焼却班を増やすことになりました、そちらの人員費。

運転班につきましては、5 名 1 班体制で行っております。

前回、今現時点ですけれども、直営班が1班いたため、設計からは除かれておりました。

別途発注しておりました清掃ですとか、点検整備業務委託の部分につきまして、一部、その中に組み込みましたものですから、今回の増額となっております。

以上で説明を終わります。

○津久井委員 はい、ありがとうございます。

○大貫委員長 ほかに質疑はありませんか。阿部委員。

○阿部委員 はい、阿部です。よろしくお願ひします。

それでは、歳入のほうで12ページ、一番上です。

説明にありました2行目の水源地域振興拠点施設の使用料ということで、163万円ということですが、この詳細について教えてください。

○大貫委員長 はい、お願ひします。

○大貫観光交流課長 観光交流課長の大貫です。よろしくお願ひいたします。

阿部委員のご質疑にお答えさせていただきます。

こちらの水源地域振興拠点施設使用料の内訳ということでございますけれども、まず1つはそば店ですね、今、竜がいさんが入っておりますけれども、そちらの施設の使用料になります。

それから、テイクアウトテナントということで、ROKUですかね、コーヒーと、あとハンバーガーショップですが、そちらのほうのテナント料。

それから、農産加工所の使用料ということで見込んでおります。

以上で説明を終わります。

○大貫委員長 はい、阿部委員。

○阿部委員 恐らくそういうことだったのだろうなと思ったのですが、もともとは南摩ダムをつくるに当たって、あの拠点地域をつくって、それで、上南摩の地域の人たちには、多大な協力をいただいて、水源地を確保したわけですね。

そういうことを考えると、その人たちから、また改めてその家賃をとるとかというのが、何とも心苦しいような気がして、できるだけ安く、それで、地域の人たちが持続可能なその地域づくりとか、これからを考えていくということはぜひ今後考えていただきたいなと思っています。

まあ質問ではないので、確認なので、そこまでにとどめておきます。はい。

○大貫委員長 ほかに質疑はありませんか。小島委員。

○小島委員 はい、まだ、ちょっとそのみなみ団地の浄化槽について聞きたい点が1点あったので、ちょっと再度聞きますけれども、もう先ほども、何ていうか、世帯というかね、人口割とか、そういう入居者が50%で、約80世帯というわけで、もう古いというのはわかっているのですけれども、そういう中でね、あまり仮定のことで言うと委員長に止められてしまうのですけれども、例えばです、例えばという言い方はまずいな。

道路なんかでね、よく用地買収をすると、強制執行ではないけれども、いろいろ補償的な問題もあるのですけれども、道路の移転、例えば、住居を移転するのにね。

この場合は、例えば、例えばというのはよくないな。

そういう入居者に、何ていうかな、浄化槽を新築するに当たって、あ、改修するに当たって、その一度に全部とはいかないでしょうが、そういう移転するのに補償的なことも、そういうふうに道路みたく当てはまるかどうか、その辺はちょっと、先ほどよく聞き取れなかったので、いかがでしょうか。

当てはまらないのかな。

○大貫委員長 執行部の方、端的で結構です。ない問題なので、端的で結構です。お答えください。どうぞ。

○湯澤建築課長 建築課長の湯澤です。

小島委員の質疑にお答えいたします。

移転補償、市営住宅における移転補償のお話だと思うのですが、ちょっとみなみ町市営住宅につきましては、移転のちょっと考えが、今現在なかったものですから、詳細な検討はしておりませんが、一般的な話ということによろしいでしょうか。

一般的移転補償という話ですが、一般的な話になりますと、市営住宅の用途廃止ですとか、統合建て替えなどの市の都合で入居者の方を移転をお願いする場合には、そういった場合には、やっぱり補償していくことになります。

それで、公共事業で移転補償などするとき、そういった算定書がありまして、そういったものに基づいて、費用を算定して、それは住んでいる方の条件、部屋の大きさだとか、何人住んでいるかとか、状況があったりとか、あとはその住み替え先がどこなのか、いくらぐらいかかるとか、どういった費用がかかるとか、そういったものが決まらなないと費用算定ができないので、いくらとも、ちょっと言えないのですけれども、そういった基準があります。

市営住宅の場合、住み替えで、例えば、ほかの市営住宅に行くとなった場合には、今現在、ちょっと低いほうの部屋は、低層階のほうは空いてはいませんが、仮に高いところでもいいよ、高層階でもいいよとなった場合には、そういった空き室が、空いている場所がありますので、ただ、やっぱり何年か使わないと、すぐにかびたり、腐ったりしているものですから、内装の改修ですとか、配管の改修をする費用なんかもありますので、そういった費用がかかっていくことになると思います。

よろしいでしょうかね。

はい、以上で説明を終わります。

○大貫委員長 小島委員。

○小島委員 はい、説明ありがとうございます。

鹿沼の市営住宅におきましては、貝島はじめ、古いの、栗野地区だったら、仲町の市営住宅とかありますから、今後、その住宅のその経営というかね、経営をよく精査しな

がら、その改修なり、そういうのを検討して行って、市民が少しでもね、住みよい、またそういう住宅を借りたくなるような対策をとって行っていただきたいと思います。お願いします、よろしく。

以上です。

○大貫委員長 ほかに質疑はありませんか。はい、駒場委員。

○駒場委員 駒場です。よろしくお願いします。

140 ページ、労働費の中の雇用対策費のことなのですが、先ほど概要的なもので、若年層の支援という形も、話もありました。

そこをもうちょっと詳しく説明をお願いします。

○大貫委員長 執行部の説明をお願いします。はい、どうぞ。

○小泉産業振興課長 産業振興課長の小泉です。

140 ページの雇用対策費の詳細ということで、ご説明をさせていただきます。

令和7年度から、奨学金の返還支援金というものが、こちらのページにも載っておりますが、500万円ほど計上されております。

こちらが、目的としましては、中小企業の雇用の確保、さらに人材の獲得ですね、そういったものを目的としまして、補助の新設を考えております。

詳細につきましては、1年間につきまして、上限で10万円、補助率は2分の1となっております。

ですので、1年間で一応50人を想定しております。

対象者につきましては、市内の中小企業社にお勤めをいただいたり、あとは、人材が特に不足しております社会福祉法人や医療法人、学校法人等にお勤めをいただける方で、それで、さらに市内在住の方に限らせていただきたいと思いますと考えております。

それで、1月から12月までに返還をした金額の2分の1を10万円上限で補助をさせていただきます制度となっております。

以上で説明を終わります。

○大貫委員長 駒場委員。

○駒場委員 はい、はい、わかりました。

中小企業とか、社会福祉法人とかが対象だという話になっていたのですが、その情報というのは、どういうふうに、そういった企業が対象になるかというのを、どういうふうな情報の収集をするのか、そこを教えていただければと。

○大貫委員長 執行部の説明を求めます。どうぞ。

○小泉産業振興課長 はい、産業振興課長の小泉です。

質疑にお答えしたいと思います。

まず周知につきましては、これから広報かぬま、あわせてホームページですね。

あとは、来年度からあわせて、移住、すみません。

サンキューいちご市の移住の、就職祝い金ですか、はい。

そちら等とあわせてPRを図っていきたいと考えております。

また、教育委員会のほうでも、鹿沼市の奨学金の減免制度等がありますので、そちらとあわせて、当PRに努めたいと考えております。

あわせて、市内の企業さんにも、実際就職された方で、奨学金を借りている方、「ぜひこういった制度がありますので、中小企業にお勤めになった従業員さんで該当するような奨学金を借りているような方がいらっしゃれば、申請してください」ということで、ご本人様はもちろんですが、企業さんのほうにも周知を図っていきたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○大貫委員長 駒場委員。

○駒場委員 はい、理解できました。わかりました。ありがとうございます。

○大貫委員長 ほかに質疑はありませんか。阿部委員。

○阿部委員 はい、それでは続きまして、122 ページです。

4つ目の○、環境都市推進事業費ということで、2,800万円という数字になっていますが、前年度と比べると、倍増している数字という感じですが、この詳細について、どんな設定にしたのか、お聞きしたいと思います。

○大貫委員長 執行部の説明をお願いします。はい、どうぞ。

○大場環境課長 環境課長の大場です。

ただいまの質疑にお答えしたいと思います。

大きなところが、施設器具借上料のところが大きく、2,088万4,000円というふうになってございまして、こちらがLEDのリース、LED化を図ったものの、リース料の支払いが始まります。

それで、今年度につきまして、あわせて67施設のLED化を進めたわけなのですが、そちらのリース料の支払いが始まるということで、大きく増えている、そんなふうにご理解いただければと思います。

以上で説明を終わります。

○大貫委員長 阿部委員。

○阿部委員 はい、はい、わかりました。

67施設というのは、主にどういう施設なのですか。

○大貫委員長 どうぞ。

○大場環境課長 はい、まず、2段階で施設整備のほうを行いまして、今年度につきましては、まず消防の本署ですとか、各コミュニティセンター、それから御殿山会館、川上澄生美術館とか、そういったところ、それから保育園、職業訓練センターといったところ、36施設をまず第1弾で整備いたしまして、第2弾としましては、文化活動交流館、やまびこ荘、花木センターといったところの31施設を現在整備しているところでございます。

ちょっと個別に全部述べると、67施設ということで、たくさんになってしまうのですが、そういったところの整備をしているということで、ご承知おきいただければと思います。

○大貫委員長 阿部委員、どうぞ。

○阿部委員 はい、脱炭素の取り組みということで、わかりました。はい。

それでは続きまして、次の124ページです。

5つ目の○ですね。水道未普及地域支援事業費についての中で、この詳細、昨年よりも、やっぱり倍増になっているような感じなのですが、この詳細について、教えてください。

○大貫委員長 執行部の説明をお願いします。どうぞ。

○北島企業経営課長 企業経営課長の北島です。よろしくお願いたします。

水道水未普及地域支援事業ですが、こちらについては、水道水の未普及地域における給水施設の整備に対しまして、その経費の一部を補助する。

そして、安全安心で、安定した飲料水の持続的な確保に寄与するということを目的としております。

制度は、今年度が2年目です。

昨年度は、令和5年度ですね、5年度については10件で、約460万円。

今年度、2年目になりまして、現在までに18件で、約1,300万円ほど支出をしております。

その実績から、来年度が1,000万円と計上しております。

以上で説明を終わります。

○大貫委員長 阿部委員。

○阿部委員 はい、わかりました。

続けてよろしいでしょうか。

○大貫委員長 はい。

○阿部委員 はい。134ページ、お願いします。

1つ目の○、リサイクル推進事業費の18のところですかね。

生ごみ処理機等の施設、1,200万円の計上、この詳細について、教えてください。

○大貫委員長 執行部の説明をお願いします。はい、どうぞ。

○山本資源循環課長補佐 資源循環課課長補佐の山本です。よろしくお願いたします。

○阿部委員 24です、すみません。

○山本資源循環課長補佐 はい、では、生ごみ処理機に。

○阿部委員 124ページですね、今のはいい。

(「違う、違う」と言う者あり)

○阿部委員 違う。

(「120万」と言う者あり)

○阿部委員 あ、120万ですね、あ、すみません、失礼しました。はい。お願いします。

120万で、1,200万と間違っって言ってしまいました。はい。

○山本資源循環課長補佐 はい、では、生ごみ処理機についての設置についての補助金120万円について、ご説明させていただきます。

今年度、100万円の補助金ついておりましたが、今現在ですと、95万4,000円ほど支出が上がっております。

ですので、月当たり、おおむね10万円という計算をさせていただきまして、1年間、皆様にお届けできるように、10万円掛ける12カ月ということで、120万円ということで計上させていただきました。

以上でございます。

○阿部委員 はい。はい、ありがとうございます。

続けてよろしいでしょうか。

○大貫委員長 いや、ちょっと待ってください。

○阿部委員 はい。

○大貫委員長 ほかに質疑はありませんか。はい、小島委員。

○小島委員 171ページですか、道路維持費の中で、先ほどブロック塀の撤去という話がありました。

もし、差し支えなければ、その場所と何カ所ぐらいあるのか、お伺いしたいのですが、よろしいでしょうか。

○大貫委員長 執行部の説明をお願いします。

(「170ページ」と言う者あり)

○小島委員 道路維持と違かった？

(「170ページに危険ブロック塀等の撤去というものがあります」と言う者あり)

○大貫委員長 質問は端的に、間違わないようにしてください。

はい、どうぞ。

○埴建築指導課長 はい、建築指導課の埴でございます。

ただいまの小島委員のご質問にお答えいたします。

危険ブロック塀撤去事業でよろしいですかね。

○小島委員 はい、そうです。お願いします。

○埴建築指導課長 はい、こちらにつきましては、20万円掛ける3件ということで、通学路内にあります危険ブロック塀、こちらの撤去費用について、補助を出すものであります。

一応、今年度、危険ブロック塀のほう、市内全域、小学校区500メートル範囲、円に描いたところになります。こちらのほう全部歩きまして、調査のほうを行って、その中で危険ブロック塀をピックアップしております。

そちらのほうの補助に使うものになっております。

以上でございます。

○大貫委員長 小島委員。

○小島委員 はい、ありがとうございました。

いつ大震災が起きるかわからないから、早急によろしくお願いします。

○大貫委員長 はい、ほかに質疑はありませんか。阿部委員。

○阿部委員 はい、続けて、136 ページ、お願いします。

1つ目の○、ごみ処理施設維持費5億3,142万9,000円ですかね、はい。

これが前年度比からでは、約1億円の増加ということになっているかと思うのですが、この詳細について、教えてください。

○大貫委員長 執行部の説明をお願いします。はい、どうぞ。

○渡邊資源循環課長補佐 資源循環課長補佐の渡邊でございます。

先ほど津久井委員からご質問がございましたように、焼却処理施設の業務委託の増加というところでの増額が主なものになってございます。

以上で説明を終わります。

○大貫委員長 はい、質問が重なるようなことはおかしいので、よく考えてから発言をお願いいたします。

ほかに質疑はありませんか。はい、津久井委員。

○津久井委員 154 ページでね、経済部のほうなのだけれども、先ほど森林経営管理事業費のその説明があった中で。

(「マイク入ってない」と言う者あり)

○津久井委員 失礼。

その説明のあった中で、鹿沼産材の利用促進とあったのですけれども、この事業費というのはいくら見ているのだから、ちょっと教えてください。

○大貫委員長 執行部の説明を求めます。どうぞ。

○倉澤林政課長 林政課長の倉澤です。よろしく願いいたします。

森林経営管理事業の中の鹿沼産材の利用促進ということで、ご質問だと思うのですが、まず新築住宅への報償金、こちらが540万円を計上してございます。

そのほかに公共施設などに木製品、それからノベルティなど、そういった木製品の製造、そういったものに1,222万7,000円、普及促進としますと、主なものはそういったものになります。

以上で説明を終わります。

○大貫委員長 津久井委員。

○津久井委員 はい。その540万円のその内訳というのではないけれども、1件当たりの金額はどれくらいになっているのか知りたいです。

○大貫委員長 執行部の説明を求めます。はい、どうぞ。

○倉澤林政課長 報償金ですが、1件当たり、市内で住宅を新築された方につきましては

最大で 50 万円。

木材の使う量によりまして、ちょっと金額が変わってくるわけなのですが、最大で 50 万円となっております。

それで、市外で鹿沼産材を使っただいて、住宅を新築される方につきましても、最大 10 万円ということで、報償金のほうを支出してございます。

それと、すみません。

先ほど木製品の作成ということで、1,222 万 7,000 円ということでお伝えしたところでございますが、大変すみません。

今年度から森林経営管理事業、こちらのほうに譲与税を財源としまして、今までそういった他部局などに対しましても、そういった木製品の作成などをする予算をこちらで計上していたものですから、私のほうで今そういつて申し上げてしまったのですが、そのうち 1,188 万 2,000 円につきましては、他の部局なり、林政のほかの事業に予算が配分されておりますので、訂正させていただきます。

以上です。

○大貫委員長 津久井委員。

○津久井委員 大丈夫です。

○大貫委員長 ほかに質疑はありませんか。阿部委員。

○阿部委員 はい、158 ページ、一番下です。

商業振興推進事業費ということで、先ほど説明の中でキャッシュレスポイントの事業ということですが、次のページで、委託料を見ると 1 億円。

それで、補助金として 7,600 万円、こういう数字になりますが、この詳細、委託料というのはどこに払うのかとか、詳細について教えてください。

○大貫委員長 執行部の説明を願います。はい、どうぞ。

○小泉産業振興課長 はい、産業振興課長の小泉です。よろしくお願いたします。

まず、委託料 1 億円ですが、こちらがキャッシュレス決済ポイント還元事業のほうに支出を予定しております。

それで、こちらは実行委員会形式をとりまして、そちらの実行委員会のほうに委託料としてお支払いをするものでございます。

それで、下のほうの 7,672 万 3,000 円、こちらがプレミアム付き商品券発行事業の予算になりますが、こちらが、こちらも実行委員会形式をとりまして、はい、鹿沼市とあとは鹿沼商工会議所、あと栗野商工会さんと、はい、実行委員会のメンバーで実施しますので、それで、そちらに補助金としてお支払いするものであります。

以上で説明を終わります。

○大貫委員長 阿部委員。

○阿部委員 はい、ということは、この 1 億円も 7,600 万円も、両方とも同じ実行委員会のほうに支払いをするということですか。

それとも別にあるということなのですか。

○大貫委員長 執行部の説明をお願いします。はい、どうぞ。

○小泉産業振興課長 再質疑にお答えしたいと思います。

はい、実行委員会はまだ、別なものになります。はい。

それで、すみません。先ほど漏れておりました 7,672 万 3,000 円のうち、鹿沼商工会議所が昨年から実施しております、昨年、一昨年ですかね、あ、昨年か、はい。

あ、2回目だから、一昨年ですね。

シウマイの博覧会、こちらのほうに補助金として、シウマイのイベントとか、マップの作成等に補助金を出しております。

こちらは鹿沼商工会議所に対する補助でございます。

以上で説明を終わります。

○大貫委員長 阿部委員。

○阿部委員 はい。

○大貫委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

よろしいですか。

(「はい」と言う者あり)

○大貫委員長 別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第2号中産業建設常任委員会関係予算につきましては、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○大貫委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第2号中産業建設常任委員会関係予算については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第4号 令和7年度鹿沼市公設地方卸売市場事業費特別会計予算についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。小泉産業振興課長。

○小泉産業振興課長 はい、産業振興課長の小泉です。よろしくお願いたします。

議案第4号 令和7年度 鹿沼市 公設地方卸売市場事業費特別会計予算についてご説明いたします。

予算に関する説明書、公設市場特別会計の3ページをお開きください。

はい、まず、歳入について、ご説明いたします。

一番上の段、1款 使用料及び手数料 1項1目 総務使用料 106万円につきましては、右側の説明欄にありますように、付属営業人 売場使用料や小売商組合の事務所使用料、会議室及び駐車場の使用料であります。

次に、その下の段、2款 繰入金 1項1目 一般会計繰入金 715万8,000円につき

ましては、特別会計の歳入の不足を一般会計から繰り入れるものであります。

次に、一番下の段、4款 諸収入 2項1目 雑入 378万1,000円につきましては、市場関連業者等が市場で使用する光熱水費などの負担を、収入として見込むものであります。

次に、5ページをお開きください。

歳出について、ご説明いたします。

一番上の段、1款 総務費 1項1目 一般管理費の右側の説明欄、上から3つ目の○、公設地方卸売市場施設維持管理費 1,143万4,000円につきましては、施設の維持管理のための光熱水費や、施設の保守委託料が主なものであります。

以上で、令和7年度公設地方卸売市場事業費特別会計予算についての説明を終わります。

○大貫委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○大貫委員長 別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第4号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○大貫委員長 したがって、議案第4号につきましては、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第9号 令和7年度鹿沼市水道事業会計予算についてを議題といたします。

執行部の説明を願います。北島企業経営課長。

○北島企業経営課長 企業経営課長の北島です。よろしく申し上げます。

議案第9号 令和7年度鹿沼市水道事業会計予算について、ご説明いたします。

別冊になっております、鹿沼市水道事業会計の「令和7年度予算に関する説明書」、1ページをお開きください。

収益的収入及び支出につきましては、前年度と比較し、収入が0.4%の増、支出が0.7%の増であります。

要因といたしましては、収入では、営業外収益の増、支出では、営業費用の増によるものです。

まず、収入の主なものについて、ご説明いたします。

1款 水道事業収益の1項1目、給水収益 13億5,286万6,000円につきましては、水道料金収入であり、過去の使用実績を基に計上したものであります。

次に、3目 その他営業収益 5,890万8,000円につきましては、主に公共下水道等の使用料賦課徴収業務を受託していることによる下水道事業会計からの事務負担金収入を計上したものであります。

次に、2項1目 受取利息及び配当金 800万円につきましては、有価証券の運用利息を計上したものであります。

次に、2目 他会計補助金 846万7,000円につきましては、旧簡易水道事業で借り入れをした企業債の償還利子の一部等について、一般会計から繰り入れするものであります。

次に、3目 長期前受金戻入 1億1,848万9,000円につきましては、施設整備等固定資産の取得、または改良に要した国庫補助金等相当額について、繰延収益として整理し、そのうち当該年度の固定資産減価償却見合い分について、順次、長期前受金戻入として収益化するもので、現金を伴わない収益になります。

次に、2ページをご覧ください。支出の主なものについて、ご説明いたします。

まず、1款 水道事業費用の1項1目、「原水及び浄水費」 3億4,019万9,000円につきましては、浄化槽維持管理委託料や浄水場の電気料などが主なものでございます。

次に、2目の「配水及び給水費」 2億2,466万円につきましては、漏水調査委託料や給配水管の漏水修繕料が主なものです。

次に、4目の「業務費」 1億4,153万9,000円につきましては、水道料金の賦課徴収に関する経費で、水道料金等賦課徴収業務委託料が主なものです。

次に、5目の「総係費」 5,723万円につきましては、人件費や経営戦略改定業務に伴う委託料が主なものです。

次に、6目の「減価償却費」 6億4,518万4,000円につきましては、建物及び構造物等の固定資産減価償却費であります。

次に、2項1目の「支払利息及び企業債取扱諸費」 1億1,297万2,000円につきましては、現在借り入れをしている企業債の償還利子であります。

次に、3ページをお開きください。

資本的収入及び支出につきましては、前年度と比較して、収入が53%の減、支出が28.7%の減であります。

主な要因といたしましては、収入では、企業債及び負担金の減によるものです。

支出では、建設改良費の減によるものであります。

まず、収入の主なものでありますが、1款 資本的収入の1項1目、「企業債」 5億1,740万円につきましては、老朽管布設替事業や浄水場改修事業に対する企業債の借入金であります。

次に、2項1目の「出資金」 5,163万2,000円につきましては、旧簡易水道事業において借り入れした企業債の元金償還金の一部等について、一般会計から繰り入れするものであります。

次に、3項1目の「国庫補助金」 7,333万8,000円につきましては、重要給水施設配水管事業等に対する国庫補助金であります。

次に、4項1目の「工事負担金」 4,722万8,000円につきましては、給水装置新設や口径変更に伴う水道加入金を計上したものであります。

次に、2目の「他会計負担金」 1,573万円につきましては、消火栓の設置工事負担金を計上したものであります。

次に、4ページをご覧ください。

支出の主なものについて、ご説明いたします。

1款 資本的支出の1項1目、「配水設備拡張費」 4億814万7,000円につきましては、配水管新設工事や粕尾第2浄水場紫外線処理施設設置工事費が主なものであります。

次に、2目の「配水設備改良費」 8億4,392万7,000円につきましては、配水管改良工事や漏水多発管布設替工事等、日吉地区・御成橋地区・永野地区における重要給水施設配水管の耐震化工事、浄水場設備更新工事が主なものです。

次に、2項1目の「企業債償還金」 3億6,581万3,000円につきましては、現在借入れをしている企業債の償還元金です。

次のページをお開きください。

5ページ以降は、付属資料になります。

5ページは、「予定キャッシュ・フロー計算書」で、水道事業における事業年度内の現金収支の状況を把握するために作成するものです。

6ページから12ページまでが「給与費の明細書」、13ページが「債務負担行為に関する調書」、14ページが「令和6年度の予定損益計算書」、15ページ以降は、「令和6年度及び7年度の予定貸借対照表」になります。

以上で、議案第9号 令和7年度鹿沼市水道事業会計予算についての説明を終わります。

○大貫委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

(「ありません」と言う者あり)

○大貫委員長 よろしいですか。

(「なし」と言う者あり)

○大貫委員長 いいですか。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第9号につきましては、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○大貫委員長 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号につきましては、原案どおり可とすることに決しました。

昼食のため、暫時休憩といたします。

開始は、1時といたしますので、よろしくお願いたします。

(午前11時57分)

○大貫委員長 休憩前に引き続き再開いたします。

(午後 1時00分)

○大貫委員長 小泉産業振興課長からの、何か阿部議員への訂正があるということなものですから、どうぞ。

○小泉産業振興課長 はい、産業振興課長の小泉です。

議案第2号、一般会計の阿部議員の最後の質疑のところ、キャッシュレスポイントとプレミアム商品券の質疑の中で、プレミアム商品券も実行委員会形式をとっていると説明させていただきましたが、こちらは鹿沼商工会議所と栗野商工会に直接支払われる補助金でございます。

実行委員会の形式はとっておりません。はい。

それぞれ、なお、補助金の額はそれぞれ鹿沼商工会議所が5,900万円、栗野商工会が700万円となっております。

訂正をさせていただきます。お願いします。

○大貫委員長 阿部議員、よろしいですか。

○阿部委員 はい、ありがとうございます。

それで、5,900万円と700万円で、この計上の金額は1億円ちょうどとなっておりますが、それ以外にもあるということなんですか。

○大貫委員長 どうぞ。

○小泉産業振興課長 はい、1億円のほうはキャッシュレスポイントの事業になっております。

下の段の補助金のほうですね。

こちらがプレミアム付き商品券の事業で5,900万円と700万円、あと、残りですね、先ほどの質疑の中でも述べさせていただきましたが、シウマイの関係の補助金とか、あとは通常の商品券の補助事業、そのほか、個店整備の出店の補助金とか、そのほか諸々が含まれて、その金額になっております。

以上で説明を終わります。

○阿部委員 はい、ありがとうございます。

○大貫委員長 よろしいですか。

よろしければ、もう次の議題に移ってよろしいですね。

○阿部委員 はい、大丈夫です。

○大貫委員長 はい、次に、議案第10号 令和7年度鹿沼市下水道会計予算についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。北島企業経営課長。

○北島企業経営課長 企業経営課長の北島です。よろしくお願いたします。

議案第10号 令和7年度鹿沼市下水道事業会計予算について、ご説明いたします。

別冊になっております、鹿沼市下水道事業会計の「令和7年度予算に関する説明書」の1ページをお開きください。

収益的収入及び支出につきましては、前年度と比較し、収入が6.7%の減、支出が0.1%

の減であります。

主な要因といたしましては、収入では、営業外収益の減、支出では、営業外費用の減によるものであります。

まず、収入の主なものについて、ご説明いたします。

1 款 下水道事業収益の 1 項 1 目、使用料、9 億 9,439 万 7,000 円につきましては、公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水処理施設のそれぞれの利用者から徴収する使用料であり、過去の使用実績を基に計上したものであります。

次に、2 目、他会計負担金、1 億 6,780 万 1,000 円につきましては、雨水処理に要する費用を一般会計から繰り入れするものであります。

次に、2 項 2 目 他会計補助金、5 億 3,070 万 5,000 円につきましては、企業債の償還利子や、減価償却費の一部に充てるため、一般会計から繰り入れするものであります。

次に、2 項 5 目 長期前受金戻入、6 億 4,204 万円につきましては、施設整備等固定資産の取得、または改良に要した国庫補助金等相当額について、繰延収益として整理し、そのうち当該年度の固定資産減価償却見合い分について、順次、長期前受金戻入として収益化するもので、現金を伴わない収益となります。

次に、2 項 6 目 雑収益、2,259 万 9,000 円につきましては、主に黒川終末処理場において、し尿汚泥・浄化槽汚泥を処分する、し尿汚泥等処理収入及び消化ガス発電による収益を計上したものであります。

次に、2 ページをご覧ください。

支出の主なものについて、ご説明いたします。

まず、1 款 下水道事業費用の 1 項 1 目、「管渠管理費」2 億 977 万 1,000 円につきましては、施設の老朽化に伴い、計画的に改築・更新を進めるためのテレビカメラ調査や公共下水道事業計画策定に要する委託料が主なものです。

次に、2 目「処理場管理費」、6 億 1,205 万円につきましては、8 カ所あります処理施設の維持管理経費や、汚泥処分費が主なものです。

次に、3 目「ポンプ場管理費」、4,969 万 3,000 円につきましては、樺山中継ポンプ場及びマンホールポンプの維持管理経費が主なものです。

次に、4 目「水質規制費」、5,123 万 2,000 円につきましては、汚水を調査・分析する委託料や薬品費が主なものです。

次に、5 目の「総係費」、2,780 万 2,000 円につきましては、人件費や下水道事業経営戦略改定に伴う委託料が主なものです。

次に、6 目の「業務費」、6,748 万 5,000 円につきましては、賦課徴収事務を水道事業へ委託していることから、水道事業へ支払う負担金が主なものであります。

次に、7 目の「減価償却費」、11 億 8,924 万 5,000 円につきましては、建物及び構築物等の固定資産減価償却費であります。

次に、2 項 1 目「支払利息及び企業債取扱諸費」1 億 3,369 万 2,000 円につきましては

は、現在借り入れをしている企業債の償還利子であります。

次に、2目「消費税」、5,000万円につきましては、消費税及び地方消費税の納付予定額であります。

次に、3ページをお開きください。

資本的収入及び支出につきましては、前年度と比較して、収入が30.7%の増、支出が7.8%の増であります。

主な要因といたしましては、収入では、企業債、補助金の増によるものです。

支出では、建設改良費の増によるものであります。

まず、収入の主なものでありますが、1款 資本的収入の1項1目、「企業債」、4億440万円につきましては、黒川終末処理場の再構築事業や、污水管や雨水管の建設工事費等に対する企業債の借入金であります。

次に、2項1目の「出資金」、1億30万8,000円につきましては、企業債の元金償還金の一部等について、一般会計から繰り入れするものであります。

次に、3項1目の「工事負担金」、1,300万円につきましては、下水道を整備することにより、受益者から徴収する受益者負担金であります。

次に、4項1目の「国庫補助金」、3億4,125万円につきましては、黒川終末処理場の再構築事業や、污水管や雨水管の建設工事費等に対する国庫補助金であります。

次に、4ページをご覧ください。

支出の主なものについて、ご説明いたします。

1款 資本的支出の1項1目「管渠整備費」、3億2,918万5,000円につきましては、污水管建設関係として、御成橋分区等各分区の污水管布設工事費や、老朽管に対する管更生工事、雨水管建設関係として、千手雨水第1幹線排水路整備工事が主なものであります。

次に、2目「処理場整備費」4億5,750万円につきましては、黒川終末処理場を再構築するため、汚泥処理設備の更新工事等を行うものであります。

次に、2項1目の企業債償還金 9億488万7,000円につきましては、現在借り入れをしている企業債の償還元金です。

次のページをお開きください。

5ページ以降は、付属資料になります。

5ページは、「予定キャッシュ・フロー計算書」で、下水道事業における事業年度内の現金収支の状況を把握するために作成するものです。

6ページから12ページまでが「給与費の明細書」、13ページが「継続費に関する調書」、14ページが「債務負担行為に関する調書」、15ページが「令和6年度の予定損益計算書」、16ページ以降は、「令和6年度及び7年度の予定貸借対照表」になります。

以上で、議案第10号 令和7年度鹿沼市下水道事業会計予算についての説明を終わります。

○大貫委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

ありませんか。

よろしいですか。

(「ありません」と言う者あり)

○大貫委員長 別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第10号について、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○大貫委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第10号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第11号 令和6年度鹿沼市一般会計補正予算(第8号)についてを議題といたします。

執行部の説明を願います。小泉産業振興課長。

○小泉産業振興課長 はい、産業振興課長の小泉です。よろしくお願いいたします。

議案第11号 令和6年度鹿沼市一般会計補正予算(第8号)のうち、経済部及び農業委員会事務局所管のものについて、ご説明いたします。

補正予算に関する説明書の7ページをお開きください。

まず歳入についてご説明をいたします。

1段目、16款 県支出金 2項4目 農林水産業費県補助金の2,568万5,000円の減につきましては、右側説明欄のとおり、農業委員会費県補助金や農業振興費県補助金、農地費県補助金の確定見込みなどに伴い、減額するものであります。

次に、9ページをお開きください。

上から3段目、18款 寄附金 1項4目 農林水産業費寄附金 1,000万円の増につきましては、有限会社「農業生産法人かぬま」からの寄附金を計上するものであります。

次に、11ページをお開きください。

上から2段目、21款 諸収入 3項3目 商工費貸付金元利収入の説明欄、中小企業経営対策資金 預託金元利収入 1億1,100万円の減につきましては、金融機関への市制度融資預託金の額の確定により、減額するものであります。

一番下の段、22款 市債 1項3目 農林水産業債の説明欄、林道施設整備事業債 2,170万円の減につきましては、県営林道事業の負担金の額の確定により、減額するものであります。

次の行、4目 商工債の説明欄、前日光つつじの湯交流館施設整備事業債 2,040万円の減につきましては、事業費の額の確定により、減額するものであります。

一番下の行、9目 災害復旧債の説明欄、林業施設災害復旧事業債 1,290万円の増につきましては、昨年8月に被災した県営林道の復旧事業の負担金の決定により計上するものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。

少しとびまして、21 ページをお開きください。

一番下の段、6 款 農林水産業費 1 項 1 目 農業委員会費の説明欄、会長報酬、会長職務代理者報酬、委員報酬、農地利用最適化推進委員報酬の合計 118 万 2,000 円の増につきましては、農業委員等の活動に対する追加の成果報酬を計上したものであります。

次の行、3 目 農業振興費の説明欄、1 つ目の○、新規就農促進総合支援事業費 2,595 万 2,000 円の減につきましては、交付金の対象となる農業次世代人材投資事業及び新規就農者育成総合事業対策の事業費の確定により、減額するものであります。

同じ説明欄の 2 つ目の○、首都圏農業確立対策事業費 1,120 万円の減につきましては、次の 23 ページをお開きください。

説明欄のとおり、施設導入支援事業費の確定により、減額するものであります。

次に、説明欄一番上の○、農作物活性化推進事業費 1,647 万 8,000 円の増につきましては、施設導入支援事業費の確定見込みにより、増額するものであります。

次の行、6 目 農地費の説明欄、1 つ目の○、農地関係振興事業費 1,202 万 3,000 円の増につきましては、農業災害復旧事業の実績による補助金の増額と、多面的機能支払交付金の事業費確定に伴う交付金の減額を相殺した金額等を計上するものであります。

同じ説明欄 2 つ目の○、県営土地改良事業費 1,611 万 4,000 円の増につきましては、基盤整備事業費の確定等により、負担金を増額するものであります。

同じ説明欄の 3 つ目の○、団体営土地改良事業費 121 万 9,000 円の減につきましては、機能保全計画策定事業費の確定等により、委託料を減額するものであります。

次に、その下の段、2 項 2 目 林道事業費の説明欄、林道施設整備事業費 900 万円の減につきましては、林道整備工事費の増額と、県営林道事業の負担金の確定による減額等を相殺した金額を計上するものであります。

次に、一番下の段、7 款 商工費 1 項 2 目 商工業振興費の説明欄、新産業団地整備事業費 3 億円の減につきましては、県企業局の事業収支の見直しにより負担金を減額するものであります。

その下の行、3 目 金融対策費の説明欄、中小企業経営対策事業費 1 億 2,000 万円の減につきましては、次の 25 ページをお開きください。

説明欄のとおり、市制度融資の実績確定による補助金及び貸付金の減額と、損失補償負担金額の実績見込みによる増額を相殺した金額を計上するものであります。

次の行、5 目 観光開発費の説明欄 2 つ目の○、前日光つつじの湯交流館施設整備事業費 1,000 万円の減につきましては、空調工事の契約額の確定等により、工事請負費を減額するものであります。

次に、29 ページをお開きください。

一番上の段、11 款 災害復旧費 1 項 2 目 林業施設災害復旧費の説明欄、林業施設災害復旧事業費 1,926 万 7,000 円の増につきましては、昨年 8 月に被災した県営林道の

復旧事業の負担金を計上するものであります。

次に、35 ページをお開きください。

繰越明許費の補正に関する調書についてご説明いたします。

6 款 農林水産業費 1 項 農業費の農作物活性化推進事業、2,647 万 8,000 円につきましては、国の補正予算成立に伴う施設導入の補助事業であるため、翌年度に繰り越すものであります。

同じく 2 項 林業費の林道施設整備事業、5,551 万円につきましては、市管理林道の工事費及び県営林道事業の負担金について、実施期間の変更に伴い、翌年度に繰り越すものであります。

次に、11 款 災害復旧費 1 項 農林水産施設災害復旧費の林業施設災害復旧事業、8,576 万 7,000 円につきましては、昨年 8 月に被災した市管理林道の工事費や県営林道の復旧事業の負担金などについて、実施期間の変更に伴い、翌年度に繰り越すものであります。

以上で、令和 6 年度一般会計補正予算（第 8 号）のうち、経済部及び農業委員会事務局所管の説明を終わります。

○大貫委員長 大場環境課長。

○大場環境課長 環境課長の場です。

議案第 11 号 令和 6 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 8 号）のうち、環境部所管のものについて、ご説明いたします。

まず、歳入について、ご説明いたします。

補正予算に関する説明書の 5 ページをお開きください。

15 款 国庫支出金 2 項 3 目 衛生費国庫補助金の説明欄「環境保全対策費国庫補助金」78 万 8,000 円の減につきましては、歳入を所管する部署が変更となったため、国庫補助金の額を減額したものであります。

続いて、9 ページをお開きください。

上から 2 段目の段、17 款 財産収入 2 項 3 目 物品売払収入の説明欄「資源物売払収入」2,254 万 9,000 円の増につきましては、アルミ等の売り払い数量の増加及び売り払い単価の上昇により売り払い収入を増額したものでございます。

続きまして歳出について、ご説明いたします。

ちょっととびまして、21 ページをご覧ください。

4 款 衛生費 1 項 3 目 環境衛生費の説明欄「施設・器具借上料」222 万 4,000 円の減につきましては、公共施設照明の LED 化に係る契約金額が確定したため、不用となった額を減額したものであります。

以上で、議案第 11 号 令和 6 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 8 号）のうち、環境部所管のものについての説明を終わります。

○大貫委員長 柏崎都市計画課長。

○柏崎都市計画課長 都市計画課長の柏崎です。よろしく申し上げます。

議案第 11 号 令和 6 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 8 号）についてのうち、都市建設部所管のものについてご説明いたします。

まず、歳入についてであります。説明書、戻っていただきまして、5 ページをお開きください。

上から 2 段目、15 款「国庫支出金」2 項 4 目「土木費国庫補助金」、右側説明欄の「土木総務国庫補助金」150 万円の減額、その下の「道路維持費国庫補助金」5,457 万 7000 円の減額、その下、「住宅管理費国庫補助金」1,047 万 6,000 円の減額につきましては、国庫補助金の確定により、それぞれ補正するものであります。

次に、下から 2 段目、16 款「県支出金」1 項 3 目「土木費県負担金」、右側説明欄の「都市計画総務県負担金」310 万円の減額につきましては、県負担金の確定により、補正するものであります。

次に、7 ページをお開きください。

2 項 6 目「土木費県補助金」、右側説明欄の「土木総務費県補助金」125 万円の減額につきましては、県補助金の確定により補正するものであります。

次に、11 ページをお開きください。

一番下の段、22 款「市債」1 項 5 目「土木債」、右側説明欄の「道路新設改良債」2,530 万円の減額、「道路橋りょう長寿命化対策債」3,230 万円の減額、その下、「市営住宅施設整備事業債」320 万円の減額につきましては、国庫補助金の確定に伴い、それぞれ補正するものであります。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

25 ページをお開きください。

上から 2 段目、8 款「土木費」1 項 1 目「土木総務費」、右側説明欄の「急傾斜地対策事業費」615 万円の減額につきましては、県が実施する急傾斜地崩壊対策事業費の確定により、市の負担分が確定し、補正するものであります。

その下の○、「建築指導費」350 万円の減額につきましては、木造住宅耐震改修事業費及び危険ブロック塀等撤去事業費の確定により、補正するものであります。

次に、その下の段、2 項 3 目「道路維持費」、右側説明欄の「道路維持管理費」5,601 万 8,000 円の減額につきましては、深津地内の市道 0006 号線ほか 1 路線、及び東部台高台地区冠水対策事業費等の確定、その下の○、「道路長寿命化対策事業費」4,763 万 6,000 円の減額につきましては、上奈良部町地内の市道 0003 号線ほか 1 路線の事業費の確定により、それぞれ補正するものであります。

次に、一番下の段、4 項 1 目「都市計画総務費」、右側説明欄の「地籍調査推進事業費」421 万 6,000 円の減額につきましては、事業費の確定により補正するものであります。

次に、4 項 2 目「土地区画整理事業費」、右側説明欄の「新鹿沼駅西土地区画整理事業費」4,220 万円の減額につきましては、地権者との協議が合意に至らなかったことにより

補正するものであります。

次に、27 ページをお開きください。

上から2段目、5項1目「住宅管理費」、右側説明欄の「市営住宅施設整備事業費」800万円の減額につきましては、東町市営住宅外壁改修事業費の確定、その下の○、「空家対策事業費」510万2,000円の減額につきましては、空家解体事業費及び空き家バンクリフォーム補助金の確定により、それぞれ補正するものであります。

続きまして、繰越明許費についてご説明いたします。

とびまして、35 ページをお開きください。

8款「土木費」1項「土木管理費」のうち、「急傾斜地対策事業」200万円につきましては、県が実施する急傾斜地崩壊対策事業の繰越額確定に伴い、市の負担分を繰り越すものであります。

その下の「建築指導費」300万円につきましては、木造住宅耐震改修事業等の申請者から、施工計画の変更などにより不測の日数を要する申し出があったことから、木造住宅耐震改修事業費を繰り越すものであります。

次に、2項「道路橋りょう費」のうち、「道路維持管理費」7,065万3,000円につきましては、東部高台地区冠水対策事業において、道路占用者との協議に時間を要し、工事発注が遅れたため、工事費を繰り越すものであります。

その下の「道路整備事業」1億188万円につきましては、市道0029号線ほか3路線の道路改良事業において、権利者との合意形成や、支障となる電柱の移設に日数を要したことから、工事費や補償費等を繰り越すものであります。

その下の「橋りょう長寿命化対策事業」3,129万円につきましては、入粟野地内拍子木橋橋梁補修工事において、河川内での作業であり、渇水期の工事となることから、年度内では標準工期の確保が困難であるため、工事費を繰り越すものであります。

次に、3項「河川費」の「河川維持管理費」244万3,000円につきましては、引田地内普通河川の護岸補修工事において、渇水期の工事となることから、年度内では標準工期の確保が困難であるため、工事費を繰り越すものであります。

次に、4項「都市計画費」の「新鹿沼駅西土地地区画整理事業費」1,210万円につきましては、整地工事において地権者との合意形成に時間を要したことから、工事費を繰り越すものであります。

次に、11款「災害復旧費」2項「土木施設災害復旧費」の、「河川災害復旧事業」1,000万1,000円につきましては、板荷地内柿沢川災害復旧工事において、現場進入路予定箇所を近隣住民と調整する必要があるため、不測の日数を要するため、繰り越すものであります。

以上で、議案第11号 令和6年度鹿沼市一般会計補正予算（第8号）についてのうち、都市建設部所管のものについて、説明を終わります。

○大貫委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。阿部委員。

○阿部委員 はい、説明ありがとうございました。

主に、全交付金の確定とか、いろんなことなので、それほど質問はないのですが、1つ確認として、26ページが一番下の新鹿沼駅西土地区画整理事業、これはずっと、なかなか進まないという状況なのだと思うのですが、これが、35ページの今説明のあった繰越明許では、1,200万円を計上しているというところで、この、これ、今後もやっぱりずっとこういう形で何とか交渉していきながら進めるということでしょうか。進捗とか、状況とかを教えてくださいいただけます。

○大貫委員長 執行部の説明を求めます。どうぞ。

○山田整備課長 整備課長の山田です。よろしくお願いいたします。

新鹿沼駅西土地区画整理事業の進捗につきましては、なかなか時間がかかっておりまして、大変申し訳なく思っているところなのですが、現在交渉が難航している地権者に対しまして、新たな換地案等を提示しながら、交渉をしているところでございまして、今そのやりとりをしているところでございます。

相手のちょっと、反応をちょっと見ているところでございまして、いくつか案を提出しながら、ご意見を見いだして、一日も早い完了を目指していきたいというふうに考えております。

以上で説明を終わります。

○大貫委員長 阿部委員。

○阿部委員 はい。いいですか、はい。

○大貫委員長 ほかに質疑は。

○阿部委員 では、続けて、あと1個だけ、はい、いいですか。

○大貫委員長 では、引き続きどうぞ。

○阿部委員 はい、引き続き、はい。

今の繰越明許の説明の中で、8款の道路橋りょう費の道路維持費、一番最初の部分ですが、東部高台のというところですが、この、今後の7年度の見込みとか、動きとかはどんな状況でしょうか。

○大貫委員長 執行部の説明をお願いします。

○湯沢維持課長 維持課長の湯沢です。よろしくお願いいたします。

○大貫委員長 よろしくお祈りします。

○湯沢維持課長 東部高台地区の冠水対策事業は、全体計画で令和8年度まで計画しておりまして、道路が狭い関係で、どうしても水道管とか、下水道が埋設されているところに、側溝整備を行っている関係で、どうしても、そういう既存の埋設物を移設しながら、工事を進めなければならないという状況になっております。

それで、今月ですね、令和6年度分の工事をやっと発注するような形になりまして、その分について、今回繰り越しをさせていただきます。

それで、令和7年度以降につきましても、予算を確保いたしまして、できるだけ早く既設の埋設物を移設しつつ、続いて工事を進めていくということで、予定しております。

以上で説明を終わります。

○阿部委員 はい、ありがとうございます。はい。

○大貫委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「もう私のほうで、別段ないです」と言う者あり)

○大貫委員長 よろしいですか。

(「はい」と言う者あり)

○大貫委員長 はい、別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第11号につきましては、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○大貫委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第11号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第16号 市道路線の変更についてを議題といたします。

執行部の説明を願います。湯沢維持課長。

○湯沢維持課長 維持課長の湯沢です。よろしくお願いたします。

議案第16号 市道路線の変更について、ご説明いたします。

お手元にお配りいたしました図面を、あわせてご覧ください。

今回の路線変更の対象は、土地の一体的利用を目的とした道路用地の売却により、当該市道の終点を変更するもので、図面においては、変更前の路線を破線表示、変更後の路線を実線表示しております。

対象路線は、花岡町地内の市道5746号線で、終点を変更し、延長が222.07メートルから53.0メートルへ変更となります。

以上で、議案第16号の説明を終わります。

○大貫委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第16号について、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○大貫委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第16号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第20号 鹿沼市手数料条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明を願います。はい、柏崎都市計画課長。

○柏崎都市計画課長 都市計画課長の柏崎です。よろしくお願いたします。

議案第20号 鹿沼市手数料条例の一部改正について、ご説明いたします。

今回の改正は、法及び政令の改正に伴う手数料条例の一部改正となります。

はじめに、「宅地造成等規制法、以下「旧法」と言います、が抜本的に改正され、「宅地造成及び特定盛土等規制法、以下「盛土規制法」と言います、が令和5年5月26日に施行されました。

「盛土規制法」に基づく規制区域が指定されるまでは、「旧法」が適用されていますが、栃木県が令和7年4月1日に規制区域を指定し、運用を開始する予定であります。

これに伴い、「栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例」が改正され、旧法に基づく許可等の事務が削除されます。

また、開発許可に伴うみなし許可において、盛土規制法に基づく中間検査等に関する事務が権限移譲されることとなるため、旧法に係る申請手数料を削除し、盛土規制法に係る中間検査手数料を新設いたします。

なお、中間検査手数料は、栃木県の手数料にならない、面積により金額を定めております。

施行期日につきましては、3月13日現在、盛土規制法による規制区域が、県により公示されていないため、規則で定める日といたします。

次に、令和4年6月17日に公布されました「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律」の段階施行における最終施行分として、原則全ての新築建築物への省エネ基準適合の義務づけ、構造規制の合理化などに係る規定について、令和7年4月1日に「建築基準法」及び「建築物エネルギー消費性能の向上等に関する法律」等の一部改正が施行となります。

「建築基準法」の改正により、建築確認申請・検査等の審査対象が拡大され、審査時間が増加することとなるため、確認申請等手数料を増額いたします。

また、「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」の改正に伴い、省エネ基準適合義務の対象建築物に住宅が加えられるなど、対象範囲が拡大されることなどから、審査手数料の新設を行います。

加えて、令和6年6月19日に公布された第14次地方分権一括法により、民間の指定管理検査機関による国、県等の計画通知等の審査が可能になったことから、本市の申請等を除き、民間建築物と同様に審査手数料を徴収することといたします。

なお、手数料の設定につきましては、栃木県が令和6年12月議会において同様の改正を行っており、県内の特定行政庁におきましても同様の改正を行う予定です。

施行期日につきましては、令和7年4月1日としております。

以上で、議案第20号 鹿沼市手数料条例の一部改正についての説明を終わります。

○大貫委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

ありませんか。

(「ありません」と言う者あり)

○大貫委員長 別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 20 号につきましては、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○大貫委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 20 号につきましては、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 22 号 鹿沼市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明を願います。大場環境課長。

○大場環境課長 環境課長の大場です。よろしくお願いいたします。

議案第 22 号 鹿沼市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例等の一部改正について、ご説明いたします。

はじめに、「鹿沼市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部改正」について、ご説明いたします。

この条例は、土砂等の盛土及び埋立て等の適正化を図るため、これまで土砂災害の防止と土壌汚染の防止の二本柱で規制を行ってまいりました。

県内では、平成 10 年に栃木県が、3,000 平方メートル以上の事業を対象とした条例を制定しまして、その後、各市町におきまして、主に 500 平方メートルから 3,000 平方メートル未満を対象とした条例が広まってまいりました。

一方、本市では、鹿沼土等の園芸用土の採取跡地の埋め戻しなどが多く、土砂災害や土壌汚染の発生の可能性が高いため、本市独自の条例を制定し、3,000 平方メートル以上も含めまして、現在、500 平方メートル以上の土地における建設残土等を用いた埋立て等につきましては、許可制を敷いているところでございます。

次に、改正の経緯についてであります。今年 4 月 1 日に宅地造成及び特定盛土等規制法、通称：盛土規制法が栃木県内で施行されることにより、従来市町の条例で制定していた土の掘削、盛土、埋立て等が、法による規制の対象となることに伴いまして、法と条例での二重規制となることを避けるため、栃木県及び全市町で条例の改正をすることとなったものでございます。

そのため、今回、「3,000 平方メートル以上の取扱いの廃止」、「許可制から届出制への移行」、「盛土の高さ、法面の角度等の構造基準の廃止」、「事業区域周辺住民等への周知義務の廃止」、「県外土砂及び改良土の使用禁止の廃止」、こういったところを骨子としまして条例を一部改正することといたしました。

主な改正の内容についてであります。議案の資料中、新旧対照表、新旧対照表の 58 ページをお開きいただきたいと思います。

右側改正案の第 2 条第 2 項につきましては、盛土規制法に基づく規制が栃木県知事の権限となるため、県が 3,000 平方メートル以上の盛土等について、盛土規制法及び栃木県土砂条例に基づきまして、一体的な規制を行うことができるよう、本市の土砂条例の規制対象面積を 500 平方メートルから 3,000 平方メートル未満とするものであります。

次に、同じ資料の 61 ページをお開きください。

右側改正案の第 7 条につきましては、この条例の規制対象となる工事と盛土規制法の規制対象となる工事が重複して、事業者に盛土規制法に基づく周辺住民への周知というのが義務づけられることになるため、条例から同様の周知義務を廃止し、努力義務というふうにすることといたしました。

続いて、61 ページの一番下ですね、改正案の第 8 条につきましては、栃木県が盛土規制法に基づき埋立て等における構造を規制することになるため、それに伴いまして、この条例による規制が土壌汚染の防止のみ、防止といったところのみに縮小することになりますので、あらかじめ埋立て等の構造について審査する必要がなくなったため、許可制から届け出制へと改めるものであります。

そのほか、盛土規制法に基づく栃木県による 3,000 平方メートル以上の埋立て等への規制と本市条例による 500 平方メートルから 3,000 平方メートル未満の埋立て等への規制等を同じ基準で行うこと、また、栃木県環境審議会 土砂条例部会のほうで、「土砂の発生元が県内外のいずれであるかは土壌汚染と直接の関連はなく、一律に規制することは適当ではない」旨を令和 6 年 3 月に答申しましたことから、県外土砂及び改良土の使用禁止というものを廃止することといたしました。

これらのほか、構造基準の廃止に伴う条文の削除、所要の文言の調整等を各条において行っております。

なお、盛土規制法につきましては、栃木県が今年の 1 月 23 日、27 日、29 日に、本市土砂条例につきましては、今年 3 月 10 日、つい先日なのですが、3 月 10 日にそれぞれ説明会のほうを開催いたしました。

本市の土砂条例の説明会におきましては、盛土規制法と土砂条例及び土採取条例の規制範囲や届け出方法などについてのご質問をいただいたところでありまして。

参加いただいた事業者の皆様には、おおむねご理解をいただけたというふうに認識しております。

続きまして、「鹿沼市土採取事業規制条例の一部改正について」のご説明をいたします。

現在の鹿沼市土採取事業規制条例は、土採取事業の適正化を図るため、平成 25 年 7 月に条例を施行しまして、500 平方メートル以上の土地での土の掘削などについて、許可制を敷いているものであります。

主な改正の内容についてですが、議案の資料の、今ご覧いただいている資料の新旧対照表 76 ページをお開きいただきたいと思います。

76 ページ、右側の改正案の第 3 条第 1 項第 2 号につきましては、盛土規制法で規制対象となる切土などの土の掘削を条例の規制対象から除外するものであります。

次に、77 ページをお開きください。

改正案の第 7 条第 1 項につきましては、土採取事業のように掘削後、周囲と同じ高さで埋め戻しする工事等は、盛土規制法の規制対象とはなりません。

ならないため、盛土規制法の周知義務、盛土規制法に盛り込んである周知義務というのが課せられないことになるため、この条文において事業区域周辺住民等への周知というのを改めて事業者に義務づけするものであります。

続きまして、「鹿沼市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備の設置事業との調和に関する条例の一部改正について」ご説明いたします。

同じ資料の 83 ページ、ご覧いただきたいと思えます。

本市再エネ条例につきましては、自然環境等と設置事業との調和が特に必要と認められる地区を保全区域として指定しまして、この地区内で行う事業のほうを規制しております。

現在、保全地区として、改正前の宅地造成等規正法に基づいて、栃木県が宅地造成に伴い災害の生じる恐れのある著しい区域等として指定した「宅地造成工事規制区域」というのを指定しているところでございます。

一方、改正後の盛土規正法では、盛土等が行われれば、人家等に被害を及ぼしうるとの考えから、栃木県のほうで、規制区域を拡大しまして、鹿沼市の場合におきましては、山間部以外のほぼ全てが「宅地造成等工事規制区域」というふうに指定されることになります。

この結果、本市全域への規制というのがかかかりますので、再エネ条例の進める再生可能エネルギー発電設備との調和の趣旨から逸脱するということになるため、「宅地造成等工事規制区域」に関する規定を一度削除いたしまして、代わりに旧法で定めていた「宅地造成工事規制区域」を再エネ条例第 8 条第 2 項第 8 号の規定により指定することによりまして、これまで指定していた区域をそのまま維持するという形をとることといたしました。

それが主な改正の内容になります。

最後に、3つの条例の説明をしたのですが、各条例の施行期日は、栃木県における盛土規正法の施行期日と同日の令和 7 年 4 月 1 日といたしました。

ただし、民法の改正による拘禁刑の施行期日は令和 7 年 6 月 1 日、再エネ条例については、本市が新たな保全地区を指定する告示にあわせるため、規則で定めるということにいたしました。

そのほか、所要の経過措置のほうを定めているところでございます。

以上で、説明のほうを終わります。

○大貫委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。阿部委員。

○阿部委員 はい、最後の再生エネルギーの分の条例の改正ということで聞きたいと思うのですが、保全区域を、宅地造成規制区域、山間部以外のほとんどの区域になるというような説明でしたが、鹿沼市の中で、再生エネルギー、主にソーラーパネルですかね、それで、いわゆるメガソーラーレベルのやつとか、今現在のその工事とか、規制にかか

るようなものというのが出てくることもあり得るのですか。

それとも、これ、今後の工事の中では規制をしていくということですか。

○大貫委員長 執行部の説明をお願いします。どうぞ。

○大場環境課長 はい、環境課長の大場です。

ちょっとわかりにくい説明だったかと思うのですが、従来宅地造成工事規制区域というのを定めていたものが、今回法改正をされることによって、県のほうでその区域をほぼ鹿沼市全域になる形で広げようとしています。

広げられてしまうため、市の条例の中では、そこまで広い範囲で規制してしまうと何もできないことになってしまいますので、従来規制していた区域を別な形で、条例の中で、全く、従来規制していたところと同じものを、全く同じものを条例の中で定めることによって、県が広げようとしているところ、全域ではなくて、もともと規制していたところを引き続き規制できるように改正するというのが、今回の内容になります。

すごく表現上わかりづらくて、説明するのにも、申し訳ないなと思っていたのですが、そういう内容になるということで、ご理解いただければと思います。

○大貫委員長 阿部委員。

○阿部委員 はい、何となくわかってきました。

それで、再生エネルギーというのは、今後その環境問題とか、CO2の削減というところでは重要視されてくる場所だと思うのですが、なかなかメガソーラー、今、各地でやりにくくなっている、規制が強くなっているというところもあって、鹿沼では、横根山のメガソーラーの問題がいろんな運動の後、結局はやらなかったということですが、今後、そういう大きいソーラーシステムなんかを、発電所をつくったりとかというときには、この条例の基づいてということだと思うのですが、届け出とか、あるいは許可とかというのは、市のほうに必要になってくるということ。

○大貫委員長 執行部の説明をお願いします。どうぞ。

○大場環境課長 はい、法改正に伴って、変化してしまうことがないよう、従来と同じような規制ができるようにということで、改正したのが、今回の条例改正の目的になっておりますので、従来と同じ形で規制とか、推進できるところは推進していくという形をとりたいというふうに考えております。

以上で説明を終わります。

○阿部委員 わかりました。はい。

○大貫委員長 ほかに質疑の、ありますか。はい、鈴木委員。

○鈴木副委員長 ちょっと教えてください。

文言は、これ、土砂と埋め立て等による土壌の汚染、災害云々かんぬんなのですけれども、今までどおりだと、特定事業許可申請という形でしたよね。

それと変わらないのか。

それと、4月から権限移譲だということなのですが、今現在は県に直接出すのか、そ

れとも、4月以降は市窓口で、市経由で県に出すのか、ちょっとそこら辺、わかる範囲でお願いします。

○大貫委員長 執行部の説明をお願いします。どうぞ。

○大場環境課長 ただいまのご質問のほうにお答えしたいと思います。

まず1つですね、特定事業というところの表現についてなのですが、今回の改正によりまして、特定事業とうたっていた部分が、小規模特定事業というふうに条例のほうでは文言のほうを改正する形になります。

なぜかといいますと、面積要件のほうが変わってくるという部分がありまして、そういう形で変更するというのが1点と。

もう1つは何ですか。

○鈴木副委員長 窓口、窓口。

○大場環境課長 あ、窓口、あ、すみません。

窓口のほう、基本的にこの面積で分かれることにはなるのですが、市のほうの窓口は、盛土規制法については都市建設部のほうで、それで、土の条例のほうについては環境課のほうでということを受ける形になりますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

○大貫委員長 鈴木委員。

○鈴木副委員長 あとで、個別で行きます。

はい、ありがとうございました。

○大貫委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○大貫委員長 別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第22号につきましては、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○大貫委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第22号につきましては、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第24号 鹿沼市水道事業の水道技術管理者の資格等を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。北島企業経営課長。

○北島企業経営課長 企業経営課長の北島です。よろしくお願ひいたします。

議案第24号 鹿沼市水道事業の水道技術管理者の資格等を定める条例の一部改正についてご説明いたします。

新旧対照表は86ページになります。

水道法において水道事業者に設置が定められている、「布設工事監督者」及び「水道技術管理者」の資格要件について、その資格要件を定める水道法施行令が一部改正されたことに伴いまして、「鹿沼市水道事業の水道技術管理者の資格等を定める条例」の一部改

正を行うものです。

主な改正点としまして、「布設工事監督者」の資格については、必要とされる技術上の実務経験年数に、水道の関連分野である工業用水道、下水道、道路、または河川の実務経験を算入可能とすること。

それから 87 ページの「水道技術管理者」の資格につきましては、大学において、土木工学科、またはこれに相当する課程を修めて卒業した者の実務経験年数を、履修科目にかかわらず 3 年とすることなどです。

なお、施行日は令和 7 年 4 月 1 日です。

以上で、議案第 24 号 鹿沼市水道事業の水道技術管理者の資格等を定める条例の一部改正について、説明を終わります。

○大貫委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。阿部委員。

○阿部委員 はい、条例改正ということですが、もし、これ、条例を違反するようなことがあったときには、過料とか、何か発生するものなのですか。

○大貫委員長 執行部の説明をお願いします。はい、どうぞ。

○北島企業経営課長 企業経営課長の北島です。

条例を違反するというか、鹿沼市の水道事業は、鹿沼市がやっておりますので、条例を定めて、それで、鹿沼市が水道事業としまして、布設工事監督者、あるいは技術管理者を定めますので、そのようなことはないように、きちんと指定をするということでございます。

以上で説明を終わります。

○阿部委員 はい。

○大貫委員長 はい、よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

(「ありません」と言う者あり)

○大貫委員長 別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 24 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○大貫委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 24 号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、陳情第 12 号 城山城址公園に隣接する西側の防空監視哨一帯を鹿沼市の公園とすることを求める陳情を議題といたします。

この件につきましては、12 月定例会の産業建設常任委員会において、陳情人からの趣旨説明を受け、その後、閉会中の継続審査をしたところです。

今回は、陳情第 12 号について、各委員の意見、考え方を伺った上で、結論を出したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○大貫委員長 ご異議なしと認めます。

それでは、各委員の意見、考え方等をお伺いします。

意見、考え方等のある方は挙手を願います。

すみません、全員に、議員さんに聞いてしまったほうが早いので、横尾委員のほうから、どうぞ、お願いします。

○横尾委員 はい、横尾です。

前回の12月の議会に提案されましたけれども、継続審査ということで、その後、1月、2月等に市の担当部局ですか、部局のお話と、いろんなところからお話を聞いたり、全員、議員全員でお話も聞いて、質問したりしてきたところでもありますけれども、その中で、やっぱり地域、栗野町、栗野、旧のね、栗野町の人たちとすれば、「そういう形でぜひやってほしいんだ」という強い要望もありますし、これからあそこに防空監視哨がそのままということになると、なかなか手入れも届かないので、我々としては、ぜひ採択をして、すぐに、その一体になるというのはちょっと難しいかとは思うのですけれども、その鹿沼市の中の城山公園の一部として、そういう流れをつくってもらいたいというのは、ずっと思っていますので、ぜひそれらも含めて、私はもうこの件につきましては、採択をしていただきたいと思います。

○大貫委員長 津久井委員、津久井委員、お願いします。

○津久井委員 はい、津久井です。

これは、行政のほうにお願いしたいのもあるのですけれども、千手山公園なんかもそうなのですけれども、全体的にもう皆さん、高齢化になってしまって、もうボランティアでやっていた方もなかなか草刈りなんかもできなくなってきているのが現実なのですよ。

だから、やっぱりこの栗野のその墓地もそうなのだけれども、やっぱり今まで元気なときは管理ができていたのだけれども、なかなかそういう点ができなくなってきているのが現実なので、私もこれも徐々にいろんなところもお願いしたいと思うのですけれども、この城山に関しては、賛成の立場ということです。

以上。

○大貫委員長 はい、次、駒場委員。

○駒場委員 駒場です。

継続調査という形になっているのですけれども、前からもう私のほうでその防空監視哨と、あと公園という、2つのことがあると思うのですけれども、御存じのように、防空監視哨は戦争遺産という重要な施設が残っているという形ですし、平和という意味で、おいては、それを登録するという事は非常に有益だと思っております。

それで、公園にすることに関しては、行政的にもいろいろ問題があるかなと思うのですけれども、議会側とすると、これは採択すべきではないかというふうに考えておりま

す。

以上です。

○大貫委員長 阿部委員。

○阿部委員 はい。12月に陳情があつて、それで、継続にして、もう少し勉強したほうが良いということで、常任委員会としても調査をしてきて、さらには、議会全体の中で、勉強会ということで、議員全員でこの防空監視哨と城山公園のことについて勉強をしました。

それで、議員全体の中の意見としても、やはりここを公園にするこの陳情に対しては、賛成の方の意見が多かったように思います。

それで、私もぜひこの陳情は採択したいというふうに思っています。

それで、今年の2月にその勉強会を開いてやったわけですが、ちょうどその頃、個人的に全国紙の新聞に、わがまち鹿沼という投稿をして、それで、鹿沼の秋まつりのこととか、清流のこと、いろんなこととあわせて、「今年は栗野との合併20周年で、栗野地区に城山公園があつて、防空監視哨があるんだ」というのを紹介させていただきました。

そうしたら、結構いろんなところから問い合わせがあつて、「ぜひ一度見にいってみたい」という連絡があつたので、「もし来る場合は案内するんで、見にきてください」というようなことで、何人かからも、そんなお話をしたところですが、それも含めて、ぜひこの城山公園というのを、今後継続的に、高齢化していく中でも安全に遊べる公園にしていくというところでは、やっぱり今回の陳情、採択してほしいなというふうに思います。

以上です。

○大貫委員長 小島委員。

○小島委員 はい、城山公園は、栗野町のときからシンボル公園として、町民に楽しまれてきました。

今は市の管理の中で、いろいろ、イノシシとかね、のもあります。

イノシシが穴掘られて、穴埋めとかもあります。

そういう中では、今度は陳情がありまして、監視哨までということで、エリアがもし拡大になれば、いろいろイノシシのそういう対策なり、しっかりしていかないと、イノシシのすみかというのではないですけども、イノシシがまた侵入して、穴掘りをされてしまうと、ツツジも枯れてしまうということです。

したがいまして、私は賛成ですけども、もし願わくば、市の公園の管理の中で、ワイヤーメッシュならば、そのフェンス的にしっかりと公園を守っていただくようにして、これからも城山を監視哨まで入れて、管理していく。

今度の、ちなみに今度の日曜日、16日は城山公園の大掃除です。

作業の目的は、イノシシの穴埋めです。

私は城山公園、監視哨まで賛成です。

以上です。

○大貫委員長 関口委員。

○関口委員 私としては、公園になっていたのかなと思ったら、なっていないということだったので、今回ですね、鹿沼市に合併して20年という節目の年なので、それで、ここにいる栗野地区と言っては失礼ですけれども、栗野の3人いますけれども、3人賛成で、できれば公園にしてほしいということでございますので、私としては、やっぱりそういうときには賛成してやったほうがいいのではないかな。執行部としても大変だかもしれないけれども、そこら辺を考えていただければ、ありがたいなと思います。

以上です。

(「よろしくをお願いします」と言う者あり)

○大貫委員長 鈴木副委員長。

○鈴木副委員長 はい、賛成。

○大貫委員長 では、私、しゃべりたいので。

(「はい」と言う者あり)

○大貫委員長 はい。すみません。

私の考えでは、やはり防空監視哨自体は。

(「あ、交代して、委員長」と言う者あり)

○大貫委員長 一応交代したのです。

(「交代しないと」と言う者あり)

(「司会を」と言う者あり)

○鈴木副委員長 はい、では、委員長、どうぞ。

(「宣言してください、交代しますと」と言う者あり)

○大貫委員長 はい、交代しましたので、よろしくをお願いします。

○鈴木副委員長 はい、交代して委員長になりました。

はい、委員長、どうぞ。

○大貫委員長 私の考えは防空監視哨自体は、その戦争の、だね、どうなのですかね、まだ、その遺跡として認められるか、史跡としてなるかということはよくわかりませんが、そうなった段階ではオーケーです。いいと思いますよ。

ただ、山全体の話になると、ちょっと私は、皆さんと考えが違います。

全体を受け取ることについては、監視哨のところを受け取るというのでしたらいいかと思いますが、山全体を受け取ることについては、ちょっとはてなマークです。

公園を広くする必要があるかどうかということは、あまり僕は考えていません。

ただ、この今出てきていることについて、反対するかというと、反対はしませんということですが。

以上。

○鈴木副委員長 はい、では、それでは委員長と交代します。

○大貫委員長 ほかにご意見は。

（「ありません」と言う者あり）

○大貫委員長 出尽くしましたね。はい。

それでは、発言が出尽くしたので、陳情第 12 号の取り扱いについて、採択を行います。
お諮りいたします。

陳情第 12 号につきまして、採択をすることに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手多数）

○大貫委員長 挙手多数であります。

したがって、陳情第 12 号につきましては、採択とすることに決しました。

以上で、今議会において、本委員会に付託された案件の審査は全て終了いたしました。

これをもちまして、産業建設常任委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

（閉会 午後 2 時 14 分）